

専門調査会で出された意見等の整理

平成 23 年 8 月

消費者庁消費者制度課

<総論的部分について>

集団的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

【集団的消費者被害の実態について】

- ・ 最近の消費者被害の相談事例として、資料（第2回参考資料3）に示したように60歳以上の高齢者からの相談が増えている。特徴的なのは、被害者自身以外からの相談の割合が増えていることであり、このことは自身が被害にあっていることを認識できない、もしくは認識しても申し出られないということを示している。
- ・ 被害事案の中には、共通争点があはっきりしているものと、抽象的なものがある。
- ・ 弁護士を作ると個人で訴訟をするよりも被害や勧誘方法の実態が明らかになりやすく、集団的に訴訟を行った方が個々に訴訟を行うより相手方に対する交渉力が高まり、被害回復が図りやすい面がある。
- ・ 適格消費者団体の活動として差止請求を行っているが、約款の是正といった一定の成果がある一方で、過去に遡った被害回復については事業者に応じてもらえず、差止請求には限界がある。
- ・ 被害者が被害回復困難なのは、事案の解明が困難というものだけではなく、法律的な分析が困難な場合もあるのではないか。
- ・ 先行きが見えない段階での訴訟の提起には負担感があり、被害金額の多寡よりもこの負担感が権利行使の障害となっているように思われる。
- ・ 訴訟の結果があはっきりしても、同種事件が多数訴訟係属するということがない場合もあり、被害回復が図られない理由が別のところにあるのではないか。
- ・ 消費者トラブルの事例では、消費者が訴訟を提起できないことを見越して訴訟前の手続に乗ってこない悪質な事業者がおり、新しい制度ができることで集合訴訟に至る前に解決しようという機運が高まり、ADRといった裁判外の手続の実効性が増すのではないか。
- ・ 選定当事者制度が使われていないとされるのは、制度のシステムがおかしいのではなく、民事訴訟法第30条のみで規定し、他の細かい手続規定が全く法に書いていないことに原因にあるのではないか。

【専門調査会の進め方について】

- ・ A案とB案とは全く違うモデル案であるのだから、踏み込んだ議論を行う際には、A案を想定した意見か、B案を想定した意見かを前もって明らかにしないと、議論が噛み合わないし実質的な議論にならないだろう。
- ・ A案とB案から検討することに異論はないが、C案・D案も検討の対象から外れていないことを確認しておきたい。
- ・ A案とB案を検討し、それで補えない点をC案で検討することや、どれも立ち行かないような場合にはD案の検討を行うことはあり得るように思われる。

- ・ 典型的な事例を念頭に置いて、消費者に負担がなく迅速な手続かどうか、事業者から見て手続はどうか、手続にはどれくらい時間が必要かといった点を検討していくことが必要ではないか。
- ・ 訴訟法学的な論点を議論するとしても、どういう視点でどのような議論を行いたいかをまずは示した方がよいのではないか。
- ・ 手続のイメージを示すためには、理論的問題によってイメージは変わり得ることを注記しつつ、仮定を置いて手続の具体的な流れを示すことはある程度早い段階で示すべきだろう。
- ・ 検討に当たり、手続モデル案に固執するとかえって足かせとなるおそれがあるから、主体をどうするか、共通争点として何を設定するかといった手続の各段階を抜き出して検討していく方がよいのではないか。
- ・ 最終的に責任がないと裁判所が判断しても、それまでの時間的な経過に耐えられない事業者が存在することもあり得、こういった点も論点となるのではないか。
- ・ 可能であれば、悪質な事業者に対応するための財産保全制度も同時に検討してもらいたい。
- ・ 海外制度についても適宜比較検討のために示していただきたい。

【検討する訴訟制度について】

- ・ 検討している本制度は現行民事訴訟法の例外であることは否定できず、基本的スタンスとして新制度の目的に適う場合に必要な範囲で限定して認められる特別な制度という位置付けになるのであろう。
- ・ 新しい制度ができたとして、通常の訴訟制度で行うのがよいか、新制度で行うのがよいかを迷う事案も出てくるように思われる。それゆえ訴訟の途中から他の訴訟制度に移る方が解決に資する場合もあり得、この点も今後議論が必要である。
- ・ 集団的消費者被害救済制度の運用に際しては、活発に利用されることと濫用を防止することとの両立が重要であり、制度の濫用は、それ自体が反社会的であり避けるべきである。
- ・ クラス・アクション制度が濫用されているといわれるアメリカでは、民事陪審制度や懲罰的賠償制度といったアメリカの法制度とあいまって濫用されているといわれているのであり、我が国においてオプト・アウト型の制度を導入したとしても同じような法制度がなく制度濫用の可能性は小さいと思われるが、制度の濫用のおそれがある場合には、濫用を防止する手当てを講じるべきである。
- ・ 必ずしも責任が認められていなくても費用対効果の観点から和解をしてしまうということがあり、救われるべき消費者被害が漏れてしまうことにもなりかねず、濫訴の問題はきちんと対応すべきである。
- ・ 新しい制度では、先行して訴訟を手がけた人が苦勞して勝ち取った判決を他の人がただ乗り（いわゆるフリーライド）の事態が起きることは避けるべきである。
- ・ 製品が消費者の手元に渡るまでの間には様々な過程を経るものであり、事業者が想像もしていなかったことが起こることで加害者となる場合もあり、このような点を加味して整理すべきである。
- ・ 検討する制度の目的はある程度特定すべきであるが、一つの制度で多くのタイプの被害事案に対応することは難しいのではないか。
- ・ 訴訟制度と経済的不利益賦課制度との関係を議論することは必要である。例えば、被害者が特定できないような事案について、経済的不利益賦課をする

ということが考えられるが、当初被害者が不明でもその後被害者が明らかになる場合もあり得、被害者が明らかになった場合には、賦課金と損害賠償請求との調整は必要ではないか。

- ・ この制度ができれば、企業による自主的な紛争解決ないし消費者被害の救済が阻害されかねないとの意見があるが、制度を背景に自主的な紛争解決が促されるという側面があると考えられ、一概に阻害されるという指摘は当てはまらないのではないか。

【集団的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について】

- ・ モデル案は消費者庁研究会において独自に考えられたもので概念の広いまま議論に入っているがゆえに分かりにくい点がある。今後早い時期にモデル案を周知し認識を共通させる機会を設けるべきではないか。
- ・ 手続モデルの説明に際しては、法理論的に専門的な観点からの説明よりも、政策目的としてどのようなことを集合的な訴訟手続で実現したいのかという判断がまずあるのではないか。
- ・ A 2 案において個々の消費者の権利を訴訟物としており、適格消費者団体のようなものが原告適格をもつとすれば、訴訟物との関係で訴訟担当と構成しなければならぬところ、A 2 を訴訟担当と説明することは、困難ではないか。
- ・ いろいろな類型がある消費者被害に応じた手続モデルの検討が必要ではないか。
- ・ B 案についても終局判決型、中間判決型の区別があり得るように思われる。
- ・ 各モデル案の構成は流動的であることを踏まえると、これ以上手続モデル案を増やすのは賢明ではない。
- ・ C 案は消費者の負担が軽い手続であるが理論的課題も多く、A 案も加えて幅広い事案を対象とすべきと考えている。
- ・ 判決効が片面的に拡張して誰かが勝つまで訴訟が起こされ続けるという問題は、A 案でも制度の立て方によってはあり得るのではないか。
- ・ C 案のデメリットとして対象となる事案に限られるとあるが、当てはめることが可能な事案には積極的に当てはめていくということも可能ではないか。
- ・ A 案を軸に検討していくことに異論はないが、紛争の一回的解決を図るためには A 案と C 案の融合すなわち、A 案から手続を開始し、総額判決ができそうな事案であれば C 案に移行することについても議論すべきであり、今後の検討課題とすべきである。
- ・ A 案と C 案の融合について、消費者が勝ちそうな場合だけ移行できることとするのは理論的に説明できないし、事業者も勝ちそうなら当然に一回的解決を狙って C 案への移行を望むことが考えられる。C 案へ移行するかどうかで当事者が相当もめることが予想され、かえってそのまま二段階目に進んだ方が早い解決が見込まれ、消費者保護に資するのではないか。
- ・ A 案だけでは、事業者によっては返金額が少なくなることを見込んで二段階目の手続に参加してくる消費者に対してのみ返金することを選択するという懸念される。
- ・ A 案を基本として検討を進めていくということに異論はないが、B 案や C 案のように一回的な解決が図れる制度には理論的な課題もあるとしても大きな効果も期待できる場所であるので、今後の継続的な検討の必要性については少なくとも確認されるべきである。
- ・ 一定の要件を具備するに至った場合に、通常の共同訴訟からこの制度の枠組みに移行することやその逆を認めるかどうかは検討の対象となるのではないか。
- ・ 集合訴訟制度は新しい制度であり、事業者にも消費者にも喜ばれるものであるべきである。事業者にとって一回的解決が最大のメリットであるが、その

ことがC案に直結するものではない。A案とした上で、一回的解決のメリットにも配慮すべきである。

- ・ C案がなじむ事件をどのように審理するのかについては、相当に踏み込んだ議論が必要であり、現段階で規律をつくることはなかなか難しいのではないか。
- ・ 今回はまずはA案から検討し、C案等については、今後何年かの見直しの中でまた検討すべきことではないか。

<訴訟手続に係る論点について>

集団的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

1. 訴訟手続の対象となる消費者被害について

【総論】

- ・ 訴訟制度の対象となる消費者被害を画するというテーマは、制度の設計によって影響を受けるものである。例えば、B案であれば、オプト・アウト型であるがゆえに他人の権利を処分することもあり得る一方で、A案では他人の権利を処分することはないといえることから、A案では消費者被害事案の範囲を狭く画する必要はないのではないか。
- ・ 対象となる消費者被害をどうくるかについては、主体の議論とも絡むものであり、以前の議論では適格消費者団体が主体となることについては異論がなかったと認識している。そうした場合、適格消費者団体が主体となる以上、それにふさわしい事案の類型が求められるはずである。
- ・ 検討している制度の目的が消費者被害の救済にあるということから、事案を絞ることにはなりにくく、対象事案を限定するのは何らかの不利益があるからではないか。事業者側の不利益、消費者側の不利益を分析する必要があり、A案、B案によっても違うのではないか。
- ・ 二段階目の手続を簡易な手続としなければ、消費者が二段階目に参加しにくく制度の意味がないところ、人身被害を伴う消費者被害の場合、二段階目手続においても通常の訴訟と同じような審理にならざるを得ないので、簡易迅速に解決を図ることができる制度の対象とはし難いので、対象事案として適切ではない。
- ・ 二段階目を簡易な手続で行うことができる被害事案の類型とは何かという点を考える必要があるのではないか。
- ・ この制度によって実効的に救済できるものが対象の範囲となるべきであり、一段階目の解決により二段階目の簡易な手続で救済が促進されるようなものが対象となるのではないか。
- ・ 優越性や支配性の視点を加味して消費者被害を類型化して制度の対象とし、その上で共通性がないものや集合的な手続で扱うことがふさわしくないような事案を落としていくという方法の方が効率的で負担が少なく訴訟を進めることができるのではないか。

【対象事案の明確化・類型化について】

- ・ 制度の対象となる消費者被害の限定については、一定の例を示して明確化すべきであり、日弁連の要綱案（第3回参考資料4）が今現在必要と思われる請求権を網羅しており参考になるように思う。
- ・ 消費者被害については単に当事者が消費者であることだけでは足りず、一定の縛りは必要であり、その方法としては具体的に対象を列挙することは考

えられるが、限定列举であると対象となる消費者被害に漏れが出ないか心配である。

- ・ 対象となる事案はできるだけ明確であることが望ましく、可能であれば限定列举することが望まれる。
- ・ 対象となる消費者被害については、ある程度明確に範囲を特定することが必要であり、制度の趣旨と目的に適ったものから個別の対象事案をできるだけ拾い上げていく努力をすべきである。
- ・ 対象事案を列举することで漏れが出る心配は分かるが、何ををもって消費者被害であるかを明確にしないと、消費者にとっても事業者にとっても不利益となるのではないか。
- ・ 消費者被害は多彩であり、対象を限定することは不可能ではないか。消費者被害は被害を受けたことすらよく分からないのに、限定するとますます分かりにくくなるので、できるだけ対象は広く設定し、個別に判断していくべきであると思う。
- ・ 対象となる消費者被害は限定列举ではなく、例示列举とすべきである。限定列举とすれば予測可能性が高まることは確かであるが、法令に規定のない事業もあるから、事案を限定して列举するのは困難ではないか。
- ・ 対象については、限定列举されることが望ましいといえるが、それは対象の範囲を狭くするためではなく、明確かつ広く対象を捉えるためである。集合的な訴訟制度になじまないものは別の要件で落とせばよいのではないか。
- ・ 「特段の事情がない限り因果関係がある」という認定が共通争点の判断としてできるのであれば、二段階目では特段の事情のみ判断すればよいのだから、人身被害が存在する消費者被害が当然に対象から外れるかどうかは今後ももう少し検討していく余地があるのではないか。
- ・ 対象事案はある程度類型化して絞るということは、適格消費者団体のみが訴訟追行を行う制度であることや、二段階目が原則簡易な手続で行うことから必要なことである。
- ・ 対象事案の類型を広く定め、一定の要件を設定して個別に判断するということも、できると思われるが、当事者にとって、判断の予測可能性が乏しく、訴えを提起してみないと対象となるかわからないということになっては、かえって困ることになるように思われる。広く対象としておいて、あとは個別に判断するという規定の仕方ではなく、できるだけ請求権ごとに類型化することが重要ではないか。
- ・ 製造物責任とか薬害みたいな事件を対象とする場合、主体を適格消費者団体に限る場合に適格消費者団体がこういった事件を担えるのかという疑問もあると思われるが、適格消費者団体が担いきれないという理由で外していくということについては賛成できない。
- ・ 現在、適格消費者団体として活動している団体は、消費者団体、相談員、司法書士、弁護士、学者といった多様な立場の者が集まる中で力を発揮するものとなっており、適格消費者団体に力量ということから、対象事案が変わることはないのではないか。
- ・ 製品事故等の事案において製品の欠陥を共通争点として一段階目の手続で議論して、個別の損害について二段階目の手続で審理すればよいという議論は理論的には理解できるが、個別の被害がどのようなものが出てくるのかわからない状態で、共通争点を議論するというのは非常に難しいのではないか。全く先の見えない状態の中で訴訟手続に対応するというのは非常に難しく手続が長引くというようなことにもなりかねないと思われる。
- ・ 個人情報の流出の事案については流出があったということではなく情報が誰かに渡って悪用がされたのかどうかということが問題だと思われ、何ら実質的には損害が起らないところで問題が判明した場合であっても、保管に問題があったということで慰謝料請求を認めることは行き過ぎではないかと思われる。
- ・ 有価証券報告書の問題について、一般的に金商法違反としての有価証券報告書の虚偽記載に該当する事案を認めることとあると、実際の損害が虚偽記

載を見て生じたのかというところの評価が非常に難しくなるのではないか。

- ・ 個人情報の流出事案において、悪用されたものがあるとしても、流出自体に対する慰謝料というのはある程度定型的に算定し得るものではないかと思われ、被害の全体像というのは通常定型的に被告側で計算できるものではないかと思われ、対象事案に含めてもよいのではないかと思われる。
- ・ 二段階目の簡易な手続になじみにくい事案を、制度の対象外にすることだが、消費者問題の多くが不当勧誘によって惹起されている実情から、不当勧誘事案を制度の対象外になるとすると、何のための制度かと批判を受けても仕方がないだろう。特に不当な勧誘については組織的に行われているものが多く、不当な勧誘が組織的に行われているということが一段階目できちんと認められれば、契約の取消しを求めるといった消費者が二段階目の手続に参加してくるということでこの二段階型の制度の特徴が生きているのではないか。
- ・ 有価証券報告書等の虚偽記載の事案は、必ずしも被害は高額ではなく、まさに少額被害で共通性がある、なかなか裁判を自らやることについては困難という案件であり、非常に制度の対象とする必要性が高いのではないか。
- ・ 現実考えると簡易な手続で速やかに行うということになれば、製品事故等の事案は非常に重たいものとなり、適格消費者団体が弁護士と協力したとしても迅速に行うことは難しいように思う。
- ・ 簡易迅速な手続の被告は本来であれば訴訟手続でフルに争う権利があったはずなのを簡易な手続ということで制限されるわけであるから、異議をどう仕組むかという問題と関係してくる。ただし異議を無条件で認める制度はこの制度の意味が問われ、何らかの形で被告側からの異議は制限すべきと思われる。そうだとすると、被告の方に通常訴訟への移行権が保障されない可能性があり、被告の保護の立場から類型的に簡易な手続で処理できる事件を対象をしておく必要があるのではないか。
- ・ 資料に挙がっている類型以外にまだ適切な類型があることもあり得、検討をしないまま対象となる可能性を封じてしまう可能性があることが気にかかる。
- ・ 有価証券報告書虚偽記載の事案は対象事案に含まれてしかるべきである。まず、虚偽の広告・表示の類型に含まれるもので、有価証券のみ除くという理由は考え難い。投資家と消費者は違うという議論があるが、個人投資家は発行者などと情報の格差があり、むしろ消費者に近い立場にある。現状でも集団訴訟が起きているのではないかという議論があるが、著名な事件に限られており、課徴金が課されていて虚偽記載であることが明らかであっても、訴訟が提起されない事例が多いように思われ、この制度でこれまで救済されなかった被害者が救済される可能性がある。しかしながら、監査法人や証券会社といった金商法上責任主体として明文化されているものがこの制度の被告となり得るかについては判断が難しく、別途議論が必要と思われる。
- ・ 有価証券報告書虚偽記載の事案は、このような制度がなければ個人が被害の救済を図ることは困難であり、「やり得」が繰り返されることになるので、被害の救済を図る必要性は非常に高いと思われる。
- ・ 広告・表示に関して、虚偽または誇大ということであればよいだろうが、一般的に広告・表示の誤りについて、広く適用することについては、行き過ぎのように思われる。
- ・ 情報流出の事案類型だけ慰謝料請求を対象とするのは他の類型と整合しないのではないか。また、今でも個人情報が流出した場合には各企業は個別に対応しており、訴訟対応となるとかえって手間とコストをかけることにならないか。
- ・ 製品事故や食中毒の事案はそれぞれ消費者にとって被害がわかりやすく泣き寝入りを強いられてきたものである。それゆえ、消費者が手を上げられるような被害の分かりやすい事案は、対象事案に含めるべきではないか。

- ・ 製品事故・食中毒については、係争利益の把握が困難な事案が仮にあるとしても、それは一般化できるものかどうか疑問であり、共通争点の支配性についてもただちに欠けるとはいえないのではないかと考えられる。少なくとも今回対象事案から外れることがあったとしても今後の検討事項とすべきである。

【いわゆる悪質商法について】

- ・ いわゆる悪質商法において、勧誘は個別的であってもシステムとして違法であり、画一的に判断できるものは見受けられる。
- ・ 悪質事業者に対しては、訴訟制度以外のアプローチの方が有効との意見もあるが、集合的な訴訟制度から悪質事業者だからということで排除することはあり得ないのではないかと考えられる。
- ・ 詐欺的で悪質な消費者被害の事案にどのように行政として取り組むかが問われているのではないかと考えられる。
- ・ 消費者は誰かが行動を起こすまで被害を認識できず、悪質な事案だけを対象にすればよいというものでもない。

2. 手続追行要件について

【多数性・共通性の要件について】

- ・ 手続に加わらない者の救済を考えるのであれば、多数性はもちろん必要であるが、加えて共通性というよりも、一部の被害者を見れば他の被害者も分かるという被害の均質性（言い換えれば典型性）が必要ではないかと考えられ、責任原因だけではなく、因果関係や損害についても均質性や典型性が必要となるのではないかと考えられる。
- ・ 他人の権利の処分性がないA案の場合、対象事案に確認する争点の共通性があることで十分であるように思う。
- ・ 多数性・共通性は、集合的な訴訟制度を考えるとすれば、もともと要求されるものであり、これらをどのように捉えるかは、支配性の要件など各要件相互の連関で判断されるように思われる。
- ・ 多数性については具体的にどの程度の数とするかは今後の論点であるが、数十名程度でも良いと考えるべきではないかと考えられる。一概には規定できず、抽象的な意味での多数性が必要とすることで十分ではないかと考えられる。
- ・ 多数性と共通性は集合的な訴訟制度を作る上で不可欠の要素ではあるが、中身についてはA案とB案とでは異なってくるのではないかと考えられる。
- ・ 複数を多数というのには違和感があり、集合的な訴訟制度の対象となるには定義の問題でもあるがきちんとした多数性が求められるべきである。
- ・ 多数性をどう捉えるか、多数性をどこまで求めるかを実体的な面から検討することも大切であると思う。
- ・ 多数性について、そもそも複数として2人であればよいのか多数であるべきなのか、また、多数が必要とした場合に〇人以上と個別に規定すると考えられる一方で、抽象的に多数と規定し、被害者が数人で訴訟をする意味がないようなものは訴えの利益を欠くと裁判所が判断するなどの方法があり得るように思われる。
- ・ 共通性については、内容としては民事訴訟法の共同訴訟の要件と同じものが必要であることは当然であり、それにプラスアルファとして何が求められるかということではないかと考えられる。
- ・ 共通性については、支配性の要件等も含めて具体的にするという視点が必要ではないかと考えられる。
- ・ 民事訴訟制度の特則を設けることになることからすると、消費者被害の特性に応じてどのような特則を設けることがよいかという検討が必要であるが、多数性や共通性は当然求められるものといえる。

- ・ 多数性の要件について、100名以上との意見もあるが、消費者被害の実際は10名程度ということもあり、被害の実態に合わせた制度設計が必要と考える。さらに被害金額も幅がある事案はよく見られるものであり個別訴訟が可能な事案が一律に集合的な訴訟制度から排除されることは適当といえない。

【優越性の要件について】

- ・ 優越性について、消費者被害の回復はその構造的格差ゆえに図れないことが前提であり、既に手続としての優越性があるといえ、厳格に要件として考えることはなく、特にA案であれば、特別の手続追行要件とする必要性すらならないのではないかと。ただし、B案のようなオプト・アウト型の手続であれば優越性の要件は必要であろう。
- ・ 消費者個人では事案の解明できないことや少額の被害であるというところを訴訟の要件とすると、入口のハードルが上がってしまい制度として運用できないのではないかと。
- ・ 優越性については、少額多数の被害であるがゆえに個別の訴訟手続に乗らないことから、訴訟の要件として優越性が必要とされるように思われ、少額性も加味して制度の対象となる類型を定めるべきであるが、金額で対象となるか否かを画するのは技術的に非常に難しく、なかなか決められないように思われる。
- ・ 対象となる事案は、必ずしも少額に限った話に限るものではないように思われる（少額の定義はまた論点であるが）。
- ・ 少額概念は人によって違うものであり、仮に〇円以下と決めても1円でも超えたら対象とならないのは酷であり、金額を限定すべきではない。
- ・ 少額の被害が生じるものを類型化して列挙するのは困難であろう。仮に定めるのであれば抽象的に定めておき、実際の訴訟において裁判所が判断する方が効率的ではないかと。
- ・ 個人が訴訟を起こせないというハードルは金銭的な側面からだけで決まるものではないのではなく、訴訟制度を少額のものに限る必要はない。
- ・ 賠償金額が多額となり得る事案は、責任の有無について厳密な検討・審理を要するので、かえって被害救済が遅れる可能性がある。

【係争利益の把握について】

- ・ 全く係争利益が把握できないという事例はレアケースであろうが、100%の係争利益を把握することはそもそも無理なのであり、係争利益の把握は程度の問題ともいえ、訴訟要件とすることには疑問がある。
- ・ 株式会社の場合、顧客だけではなく従業員や株主といった関係者への説明等が必要な場合があり、訴訟の早い段階で係争利益が分かることが重要である。
- ・ 民事訴訟において当事者にとってどの程度の利益が係っているかを知り、攻撃防御権を駆使することは当然であり、程度の問題はあっても手続保障の観点から係争利益の把握は重要な点である。
- ・ 係争利益の把握については、A案とB案とでは意味が異なり、B案であれば対象消費者全員の参加を想定し、係争利益をある程度把握できる場合があり、他方A案では一段階目の判断によって二段階目の手続に対象消費者が参加するか否かが変わり得ることに鑑みると、B案と比して係争利益の把握については不安定さが増大すると思われる。
- ・ A案でもB案でも、係争利益の把握についての視点を考慮することは必要と思われるが、B案なら制度の仕組み上、クラスの範囲を特定しないとその

後の訴訟手続には進めないのであり、あえてこの論点を論じることにはならないように思われる。

- ・ 係争利益をどう捉えるかについては、アメリカではクラス範囲を定義することによって被告の防御権を保障し、金銭的な請求の範囲を特定している。
- ・ 製品事故の場合、クラスの定義として特定の時期に製品を購入した者を明らかにするだけでは係争利益の把握として十分とは思えず、係争利益がどれくらいかは相手方にとって想定可能であるべきである。
- ・ 係争利益の把握は非常に重要な問題であり、判決効の一種の片面的な拡張という異例の構成をとって消費者を保護するという観点からすれば、被告の第一段階の手続における手続保障、即ち敗訴した場合のダメージを十分計算して、第一段階目の攻撃防護を図り得る利益というのは、十分保護する必要があるものである。
- ・ 係争利益の把握の問題について、契約関係にあるかそれに類するものというメルクマールで本当に仕切れるのが疑問である。

【共通争点の支配性について】

- ・ 共通争点の支配性を「紛争の抜本的解決に資する」と表現することは抜本的解決の意味を厳格に捉えすぎで二段階方式のメリットをなくすことになり賛同できない。
- ・ 抜本的解決に資するということを入念に入れ込むと、抜本的というところが何が適合するのかが分かりにくくなってしまい、訴訟の入口の部分から手続が動かないのではないか。
- ・ 二段階方式のモデルを構想したのは、支配性の要件がなくとも利用できる訴訟制度を考えるためであり、今検討しているモデル案に支配性を要求することはなじまないように思われる。
- ・ 支配性の要件を法文に書くのは非常に困難であるし、裁判所もこの要件を判断することは難しいのではないか。
- ・ 支配性の要件を裁判所の判断に任せるべきとの見解もあるようだが、裁判官によって判断が異なる場合もあり得、それでよいのかという問題がある。一義的に必要なのは被害の類型化であろう。裁判官によって判断が異なる場合もあり得、また、支配的な争点かどうかは争点整理してみないと分からないものではないか。
- ・ 二段階目の手続においても一定の審理が必要とされるものであっても支配性の要件で制度の対象から除外するのは問題がある。
- ・ 支配性の要件を抽象的に定めることはあり得るものであるが、このような制度があって始めて訴訟手続に乗り得るような事案を対象からはずすための要件になってしまうようなら認めるべきではない。
- ・ 支配性と共通性の要件を過度に重視し過ぎると製造物責任事件は対象とはまずならないだろう。それゆえに過度に重視しすぎるのは問題がある。
- ・ 訴訟の対象としたとしても、因果関係といった個別的な争点を扱わないと解決できない事案においては、運用上困難な問題が出てくることは明らかであるから、支配性の要件は必要である。
- ・ 支配性というのは場合によっては非常に重い厳しいハードルと思われ、おそらく人身被害を伴うようなものは全部対象から落ちることになるのだろう。しかし、目的物に欠陥があるかどうかというのは独立して争うことができ、こうした論点は、個別の消費者にとって立証が容易ではないと思われそうした部分について、第一段階で確認することに意味がある紛争はあるのではないか。それゆえ必ずしも支配性という要件ではなく、確認を求める事項の重要性といったような形で要件を立てることも考えられるように思われる。

- ・ この制度の本来の目的が、被害すら認識していないような人たち等が多数いるところを助けるということであるとすると、二段階目は簡易で負担が少なく、しかも迅速に大量の被害を解決できるという制度をシステムとしてきちんと確立しておく必要がある。それゆえ、今検討している制度に二段階目に負担の多い事案を対象とすると、かえって救済が遅れてしまう懸念があり、一段階目の共通争点は、それに対する判断に従って大量に処理できるような支配性を持つものとするべきと思われる。
- ・ 二段階目の手続で個別争点が残り一定の慎重審理が必要となる可能性があるような事案を最初から外すという趣旨で支配性の要件を議論することは、そもそも二段階型をやろうとしている目的と整合性が取れないのではないか。
- ・ 支配性の要件はその事案類型に含まれるものの全てで支配性がないといけないということになると、そんなものはほとんどないので、それはやはり幾つかの種類の事件の中でも支配性を欠くものはあり得るのだからと思われ通常支配性はあるものは含めて、あとは個々の判断することは十分考えなければいけないのではないだろうか。
- ・ 簡易な手続に乗るかどうかがということが、これがいわゆる「支配性」の判断基準とされ、第一段階の争点が解決すれば、二段階目ではほぼ自動的に解決するような事件でないと「支配性」の基準に当たらないと定義されると、この制度の実効性は非常に難しくなり、「支配性」は、「重要性」あるいは「紛争解決に資するもの」というくらいの定義が妥当でないか。
- ・ 支配性の点について、簡易迅速性の要請自体が絶対的な価値となるものではなく、むしろ権利実現や救済ができないというようなものについて、どこまで手当をするのかという観点の方が重要であり、それとの調整を図るべきではないか。その場合、簡易迅速ということを強調するあまり、権利実現や救済すべきものが対象とならなくなるのは、むしろ本末転倒と思われ、二段階目の簡易迅速というのを強調し過ぎるのはかえって問題ではないか。
- ・ 支配性の要件がない場合にかえって審理が非効率となるとの指摘があるが、本当にそう言えるかは疑問である。なぜなら一段階目の審理で共通争点の評価が確定することで、個々に訴訟を行うよりも審理は効率化するはずであるし、逐一個々の争点をクラス全員に対して争うことがあるとは思えない。また、通知時の情報提供の根拠となるとの指摘があるが、二段階目に相当程度の審理を要する事項が残ることと何らかの請求権が認められることは別の問題ではないか。
- ・ 支配性の要件がないと、かえって審理が非効率となるのは指摘のとおりであるが、非効率かどうかの判断は、新しい制度がない場合と比較すべきではないか。
- ・ 支配性の要件を独立した要件とする考え方は、対象となる事案を類型化し、その上で支配性があるかどうかを判断することでスクリーニングするということになるので、対象事案の類型化は幅広く捉えるべきではないか。
- ・ 支配性について、個別争点との関係で共通争点の支配性を考えるのか、個別訴訟と集合訴訟との関係で集合訴訟の方が紛争解決を効率的に行えるという意味で支配性（優越性）を考えるのかを整理した方が生産的ではないか。
- ・ この制度がないと救えない被害類型があるということが議論の出発点であって、一段階目の審理で共通争点を確認されても二段階目においてかなりの個別争点が残るとなると消費者が入ってこない可能性があり、この制度を創設する意味がなくなってしまうので、共通争点の支配性は必要である。ただし、対象事案の類型化の際に支配性の要件を一般的に考慮すると類型が厳格化されることは否定できないので、類型化の段階ではなく、個々の事案との関係で判断されるものであろう。
- ・ 迅速な紛争解決を目指すのであれば、対象事案は限定的に類型化されるべきであり、例示的なものとする裁判の際に対象になるかどうかの審理に時

間と労力を要してしまうだろう。それゆえ、対象事案の類型化の際には典型的に支配性がありそうなものを掲げておき、例外的に支配性がないような事案について、支配性がないということで対象から外れるという仕組みが適切ではないか。

- ・ 支配性の考え方は必要であるが、支配性という言葉には強い意味があり、一人歩きすることが考えられるので、表現は工夫すべきではないか。
- ・ 対象事案を仮に限定列挙とするのであれば、支配性を独立の要件として明示する必要はないと思われる。
- ・ 対象事案は限定列挙という形にした上で、支配性といった絞りをかけていくということであるとすると、ある程度広く拾えるような類型にしておくことも考えられる。

3. 手続追行主体について

- ・ 手続の適正さを確保するという観点から、仮に適格消費者団体以外の団体が原告となることを認めた場合には、その訴状といった主要な書類については、手続追行主体となる可能性のあるものへの閲覧に供する形で、他の団体がチェックできるような、制度的保障は必要ではないか。
- ・ 多数の少額被害を救済する観点から多数の者の信頼に足り得る者・団体がその役割を担うべきであり、適格消費者団体が当てはまるという説明はあり得るように思われる。
- ・ 適格消費者団体が主体となるとしても、現在の認定要件とは別途の要件が必要である。
- ・ ある程度高額で個人で訴えの提起が可能なような事案では、被害者個人も手続追行主体として認めてもよいと思われる。
- ・ 適格消費者団体は全国に9団体しかなく、それぞれの規模も大きくないことから、被害回復の機会を広げるためにも適格消費者団体以外にも手続追行主体の適格性を認めるべきである。
- ・ B案では一段階目で他人の権利を行使することから、A案と比べ手続追行主体の適格性は厳しく判断することになる一方で、A案の場合は、手続の構成にもよるが他人の権利を処分することがない場合もあり得、B案に比して適格性の判断は緩やかになるように思われる。なお、C案の場合、手続追行主体の適格性の判断は、B案よりも厳格にならざるを得ない。
- ・ 弁護士を受任があれば、適格性が許容されとの意見もあるようだが、弁護士といった法律家であれば、他人の権利を処分してもよいというコンセンサスが我が国にあるとは思えない。
- ・ 適格消費者団体に主体性を認める場合であっても、現在の認定要件は厳しいものであり、別途主体性について、要件を設けるとしても現在の認定要件の微修正で足りるように思われる。
- ・ 適格消費者団体以外の者に主体性を認めることは十分考えられるが、十分な法律的な知識がなく、事案の検討が十分なされないまま訴訟を提起される方がむしろ消費者のためにならず、主体を広げるとしても一定の歯止めが必要であると思われる。
- ・ 手続追行主体の適格性を担保するための方策としては、弁護士代理を強制することや、被害者を一定以上集めるという人数的な要件を課すことが考えられる。
- ・ A案では私見では他の手続追行主体は集合訴訟の再訴ができない仕組みにならざるを得ないと考えており、その唯一の機会を活かすことのでき、仮に負けたとしても仕方がないと思われるような主体である必要があるように思われる。
- ・ 我が国の法曹人口が増え、弁護士が3万人いる世の中で、全ての弁護士に集合的な訴訟手続を進行する能力があるとも思えず、弁護士代理があるからといって、手続追行主体の適格性が担保されるという帰結にはならないのではないか。

- ・ 手続追行主体には、適格消費者団体と個人のほか、例えば国民生活センターのような行政的なものの主体も考えられるのではないか。
- ・ 現在9団体で、認定のハードルが低い適格消費者団体だけを手続追行主体として認めると担える事案が少なく、一定の要件の下でその都度の判断で主体の適格性を認めることも必要なのではないか。
- ・ 集合的な訴訟の手続追行主体は、相当の信用がないと手続の追行が難しく、また、反社会的な勢力を排除するためにも適格消費者団体の認定要件にある警察庁長官の意見聴取のような手続は必須である。
- ・ 手続追行主体の適格性、取り分け代理人弁護士の適格性の判断は、裁判所が行うより他ないのではないか。
- ・ 弁護士代理があれば、直ちに適格性があると判断することは、全ての弁護士が消費者問題に精通しているわけでもないのが難しい。また、不相当な報酬契約がなされないように、弁護士会に受任契約書を提出するといった弁護士会のチェック機能が必要ではないか。
- ・ 手続追行主体には法人格ある団体だけではなく、アドホックな団体や任意の団体にも一定の要件の下で認めるべきである。
- ・ 裁判所が適格性を判断するかどうかについては、歴史ある周知の団体であるならまだしも、提出された資料だけで、どのような団体で、どのような活動をしているかということ判断することは難しいのではないか。
- ・ 適格消費者団体以外にも適格性を認めるべきであるが、その判断は裁判所が行うべきであり、適格性の証明ができなければ、適格性が認められなかったとしてもやむを得ないことである。
- ・ 適格消費者団体を主体から排除することはあり得ず、この点に異論はないのだから今後検討すべきなのは適格消費者団体以外を主体と認める場合にどのような要件が求められるかということではないか。
- ・ 適格消費者団体を主体として考えるのであれば、簡素な制度にしてもらいたい。
- ・ 主体としては行政というものも考えられるのではないか。
- ・ A2案において手続追行主体は必ず個々の当事者が主体とならないといけないというわけではなく、例えば消費者団体に授權をして手続追行させるという構造もあり得るように思われる。
- ・ 各国の集合的な訴訟制度において、消費者団体等に原告適格を認める例は存在するが、事前の行政審査があるからといって個別の事件において適格性の司法審査を要せずに訴訟の追行ができるというものはないと思われる。
- ・ 適格消費者団体は全国に9団体しかなく、全ての期待に応えることは困難である。それゆえ、相当数の被害者がおり弁護士会が推薦する弁護士等がいて信頼性が担保される団体を手続進行主体として認めてはどうか。
- ・ 弁護士が適切であることをどのように担保するかが問題であり、この点について弁護士会あるいは裁判所が担保機能を果たすることができるかについては疑問がある。再訴制限が課されることを踏まえて適切性とは何かをきちんと示す必要があるのではないか。
- ・ 共通争点は個々の請求権の要件の一部に過ぎないので、適格消費者団体が手続追行主体となるためには何人かの消費者からの授權が必要ではないか。
- ・ 確認訴訟の原告適格は一般的に確認の利益でよいと考えられており、共通争点を確認する手続において確認の利益を認めることには合理性があると思われる。また、適格消費者団体以外の集団に主体の適切性を認める際にはその担保として弁護士の適切性が問われているが、それは明治以来議論され、いまだ実現していない弁護士強制を集合訴訟において求めることと同じであり、今すぐにコンセンサスが得られるとは思われず、今後引き続き検討する課題とすべきである。

- ・ 今回検討している制度において、金銭の配分も主体が行い得るとするのであれば、主体の適切性が担保されていて初めて適正に機能するというべきであり、その意味からも適格消費者団体以外に主体を認めることには大きな懸念がある。
- ・ 専門性のある事件や訴えることにリスクがある事件にも対応できるようにするためには、適格消費者団体以外の者も手続追行主体とすることが必要であると考える。しかし、弊害を防止するためには、担当する弁護士の要件として経験年数と研修を受けたことだけでなく、法テラスなどの公的活動の期間や集団的消費者被害の回復活動に従事していることなど厳しい要件の設定をすべきである。
- ・ 適格消費者団体間でも主体を適格消費者団体に限るべきとの強い意見を持っているところとそうでないところがある。地元の弁護士・弁護士会とのネットワークが構築されているとはいえない地域では、消費者事件全般に広く対応するために、主体を広げる必要があるのではないか。ただし、適格消費者団体以外にも主体を広げていくとすれば、厳格な要件が必要と思われるし、主体同士の牽制や消費者庁の関与の在り方等について論点を整理していく必要がある。
- ・ 消費者問題は幅が広く、専門性のある事件もこれから増えることが予想されるので、専門性の伴う問題に精通してやっていってもらうためには、適格消費者団体以外の手続追行主体を認めるかどうかについて将来検討する必要があるのではないか。
- ・ 適格消費者団体以外に手続追行主体を認めその監督を裁判所で行うこととした場合、その判断には幅広い情報が必要となるところ、現在の民事訴訟の制度では情報を当事者から出してもらうほかなく、相手方事業者が適切に問題点を指摘できるとは限らないので、裁判所が監督を行うことが適切かどうかについては、今後十分に検討していくべきであろう。

4. 対象消費者について

- ・ 共通争点が存在している対象消費者の範囲はどのようなものかという問題は、第一段階で共通的に審理するために重要なことであり、取り分けB案では、クラスの特定は必須であり、A案においても一定程度クラスの特定が求められることから、一段階目の手続においてクラスを特定する手続についても検討すべきである。
- ・ クラスの特定は、被告側から見て負けた場合に総額でどれくらいの負担があるかというところがわからないと、攻撃防御を尽くすことができないことから、手続保障の観点から必要であると考えられる。
- ・ 被害が定型的な事案であっても被害者を特定できなければ、訴訟手続に乗せることは困難であり、個人の賠償につながらない。被害者に分配できない場合には、近似的配分をすればよいのではないかという議論もあるが、手続法のみでできるのではなく、実体法的な措置が必要である。
- ・ 被害者が特定できない場合は訴訟制度の対象とすべきではないという意見があるが、特定できない被害者をどう掘り起こすかという問題であり、検討の対象からはずすべきではない。
- ・ 議論のはじめから被害者が特定できない事案を訴訟制度の対象から排除すべきではないように思われる。
- ・ 被害と認識していないような場合にまで被害が掘り起こされ、濫訴的に訴訟が起こされるのは許容できず、制度の検討の前に何を制度の対象とするかを精査する必要がある。

5. 通知・公告について

【総論】

- ・ 通知・公告は、あくまでもツールとしてのものであるのだから、実情を踏まえ制度として機能するような在り方を検討していくべきである。

- ・ 通知・公告の手續が重過ぎると制度として使えないものとなってしまうおそれがあり、事例に応じて公告で足りるという判断もあり得るのではないか。
- ・ 例えば、消費生活センターに相談に来ており連絡先が分かる対象者にはセンターから通知する等、いろいろな機関が連携すれば多くの人が参加できる制度になるのではないか。
- ・ 抜け駆け的に和解をすることは避けなければならない、和解時には通知・公告を義務的に行わなければならないのではないか。
- ・ この制度が機能するために、どの段階の通知・公告が大切かといえば、権利行使をしたい人に対して知らせることの方を重視すべきであり、二段階目の方ではないか。
- ・ 訴えの提起時には被害者の名前が分かっておらず、全ての対象者に対して個別通知ができるはずがない。個別通知の原則を貫くことには疑問があり、公告で代えることは可能としておくべきであるが、個別通知の例外を設ける場合は、法律上明記すべきであろう。
- ・ 知れざる債権者をどのように知るかという点については、一定の条件の下、事業者が持っている顧客リストを提出させることや消費生活センターが持っている情報等を集約するなどして個別通知を実効化することが重要ではないか。
- ・ 通知先を把握するための手段としては、被告のもっている情報にアクセスさせる必要があるが、そもそも手續をどうするかということや、情報の秘密性との関係でどうするのかといったかなり難しい問題を含んでいるように思う。
- ・ 少額であるから通知・公告の程度が緩和されるという考え方は、少額の概念にもよるものであり、きちんと検討すべき事項ではないか。
- ・ 少額ゆえに通知の省略が許容されるためには、およそ個別の権利行使が不可能であるということが大前提にあり、そうでない限り、権利者が全く知らないうちに権利が消滅することは到底許容され得ないように思われる。
- ・ 通知・公告はどの手續モデル案を採用したとしても、被害者を掘り起こそうとすれば、それなりに重い手續になるのであり、通知・公告の簡略化が図れるか、厳格なものが必要かという点について、メリット・デメリットとして挙げるべきではない。
- ・ 被害者の中には、家族に知られたくない等から個別に通知してもらいたくない人もいるので、配慮が必要で、通知・公告は、事件がどれだけメディアで報道されるかによって効果が変わってくるのではないか。

【B案の第一段階目の手續における通知・公告について】

- ・ 個別通知はあくまでも原則であり、個別の事案によって適切な通知・公告の手法は変わり得ることから、いくつかの例外は認められてよいのではないか。
- ・ 少額の被害であれば個人は請求しないから個別の通知を要しないという考え方には違和感がある。
- ・ 本来の権利者が知らないまま権利が消滅してしまうことをどう考えるかという視点は大変重要であり、手續保障の観点からの説明だけでなく、実体法上の観点からの説明も要するのではないか。
- ・ 他人の権利を行使するための通知・公告において、対象者から何の反応がない場合に同意があったとみなすことは例外であり、その例外を認めるための前提には厳しい条件がいくつかある。また、対象消費者が公告を見たかどうか分からないまま権利を消滅させることを認めるハードルもかなり高いのではないか。
- ・ 除外の手續のための通知・公告において理論面を貫徹すれば、制度は機能しないだろうから、通知・公告を緩和するための理由と運用を検討していく

必要があるのではないか。

- ・ 第一段階目において行われる通知・公告は、訴訟において勝つか負けるか分からない段階で行われるがゆえに大切であり、手続追行主体が正当であれば正当化されるものではなく、また、費用対効果の面から手続保障が緩和されるという説明には違和感がある。
- ・ 他人の権利を処分することをどう正当化するかについては、裁判で負けるかもしれない事例や、裁判所によって判断が分かれている事例を想定して検討するのがよいのではないだろうか。
- ・ 他人の権利を処分するためにはその権利の行使を適切に管理する仕組みが必要であり、例えば、善管注意義務を課し、義務違反があれば損害賠償請求の対象となるような手当てや、行政または裁判所といった第三者による監督措置といったものが必要ではないか。
- ・ 除外の手続を行う者が非常に多かったら、その手続追行主体は資格なしとなるのではないか。
- ・ B案の第一段階における通知・公告は、基本的に原告の責任の下に行われるものであり、裁判所がその責任において通知・公告を行う倒産手続とはその根拠が異なり、裁判所に行わせることは難しいように思う。
- ・ A案に比べB、C案の通知・公告は、権利を失わせる手続であるのだから、広告に近い通知・公告であるA案に比して実質的に重くなるのは必然ではないか。
- ・ 権利を失わせる手続である以上、数回の通知・公告が必要な場合もあり得、簡易な手続はとり得ないように思われ、アメリカでも知れている者への個別通知は省略できない。
- ・ 他人の権利を行使することを許容するのと、権利が消滅するのとは異なる問題であり、他人の権利を行使することを許容するオプト・アウト制度と、自己の権利が失われる破産手続を同じフェーズで考えることはできないのではないか。
- ・ 個々の請求権が実質上行使できないことを勘案すれば、失権手続としても重たい手続にはならないように思われる。

【A案の第一段階目における通知・公告について】

- ・ A案は個々の消費者の訴えを妨げないものであるという前提があるので通知・公告も義務的なものではなく、仮にA案の第一段階において通知・公告を行うとしても官報公告や、消費者団体訴訟制度において設けられている電子掲示板のようなシステムを用いて情報を一元化することで足りるように思われる。
- ・ A案の第一段階目の通知・公告については最低でも公告は必要のように思われ、イメージとしては官報公告にプラスアルファ（例えばインターネットを利用するもの）というものが必要のように思われる。

【対象消費者の把握方法について】

- ・ 二段階目の手続は、一段階目において事業者の責任が認められた後の話であり、事業者が対象消費者に属すると思われる者の情報を持っているのであれば、提供してもらった上で、適切な通知・公告をしていくということが望ましい。
- ・ 通知・公告を事業者の義務と構成すれば、事業者が協力しないときに、協力しないことによって増額した通知等の費用を事業者に負担させるという形で強制力を持たせていくということも考えられるのではないか。

- ・ 対象消費者の情報を第三者が持っているという場合も十分に想定されるので、第三者に対しても情報の開示を求めることができるような仕組みも考えるべきではないか。手続追行主体が通知・公告をする場合に、事業者側に情報提供義務があるという説明は比較的容易だが、情報提供義務に対応する請求権があるかどうかについては議論が必要であろう。
- ・ 二段階目において誰が実際に権利を持っているのかということが分からなければ、この制度は意味がないので、そのために情報を提供させるという形で実現するのか、別の方法で実現するのかということになるのだろう。実現のための方策として、相手方が情報提供義務に違反した場合の費用を相手方に負担させるということも、情報提供義務の一つの効果として、実体法上も説明することができるのではないか。
- ・ 少額多数の被害者を救済する目的に沿うためには可能な限り個別に通知する必要があるし、それに資する情報を事業者が持っている場合には事業者が提出する必要があるだろう。ただし、競業関係の事業者情報が渡ると、競争上非常に不利になることや、個人情報保護法違反やプライバシー侵害などによる訴訟の危険性もあることから、事業者が被る不利益の可能性をなくすような措置が十分とられていることが重要である。
- ・ 悪質な事業者の場合、通知・公告に非協力であり、過料の制裁を科す仕組みをつくっても、過料を払って協力しないということも考えられる。ある程度強い制裁を置いて名簿を提出せざるを得ないような仕組みをつくらないと、事案によっては機能しなくなるのではないか。
- ・ 手続追行主体が通知・公告をするよりも、事業者の方から対象消費者に連絡をとる方が、波紋が少なく済む場合もあるのではないか。
- ・ 事業者が手続に応じて個人情報を提出しても法令に違反しないという明確な定めを置くべきである。
- ・ 事業者が消費者の個人情報を持っているかどうかは事案によって異なる上に、名簿の情報も正確性を担保しているわけではないので、個別の事案ごとに事業者が正確な個人情報を出せる状態であるのかということも検討した上で判断する必要があるのではないか。
- ・ 一段階目の審理をするときに、対象消費者の範囲が全くわからないと被告は防御の方針が立てられないので、名簿等の提出を事業者に求めるという権利を論ずる場合には、一段階目の判決後を想定した議論ではなく、一段階目の手続の中で事案に応じて裁判所の命令で出すというような仕組みでないあまり意味がないように思われるし、文書提出命令や当事者照会制度といった訴訟法上の制度との関係というものをきちんと整理する必要があるように思われる。
- ・ 文書提出命令制度や当事者照会制度という既存の制度があるので、対象消費者の特定のための情報が、文書提出命令や当事者照会の対象となり、場合によっては、これらが認められる余地があることを踏まえて検討すべきである。
- ・ 名簿等の提出を実体法上の権利と考えるのは、間接強制に結び付けるための議論であろうが、それが実体法上説明できるかどうかは疑問がある。一方、訴訟法上の義務であるという形で文書提出命令に引き付けて考えると、文書提出命令に従わなかった場合には結局誰が回復される権利を持っているのかわからないので、制度の一番肝心な部分が機能しない懸念がある。
- ・ 通知・公告のために出された情報が、濫用的に使用されたり、第三者に提供されるという消費者に生じ得る不利益をいかに限定することができるかという点が重要であり、それゆえに、この問題は誰から見てもそのような問題が起こらないということが信頼できるような者に手続追行主体を限定せざるを得ないという、手続追行主体の問題に帰結すると思われる。
- ・ 通知・公告のために情報提供を求めることが実体法上の請求権だということになると、裁判を受ける権利の問題ともなり手続が非常に重くなる可能性がある。一方で、手続上の義務と捉えた上で履行を促すことは現行制度では想定されておらず、実現のためのハードルが高いのではないか。また、実効性を確保するための方策をどのようなものとするかは、どのような事業者を相手方と想定するかによって変わってくるのではないか。

- ・ 顧客名簿が客観的に存在すると思えるような事案において事業者側が協力をしないような場合には、例えば少数株主の帳簿閲覧請求権と同じような形で実体法上の権利として認め、手続が重くなるかもしれないが最終的には名簿提出を裁判所に命じてもらう手続がないと機能しないのではないか。
- ・ 実体法上の請求権か、手続法上の請求権かという議論があるが、この議論で特殊なのは、手続追行主体が自己の権利行使のためではなく、他人の権利を訴訟の主体として行使するために必要な情報の提供を求めていることであり、実体法上の請求権として構成することはハードルが高いように思われる。
- ・ 時効について、一段階目の判決の時まで停止するとか、一段階目の手続の間は催告の効果が生じているというように捉えると、二段階目の手続が完全に始まる前の通知・公告の段階で、時間がかかる場合があることも想定されるので、その場合の手当てを追加的な論点として付け加えるべきである。

【第二段階目の手続への加入を促すための通知・公告について】

- ・ 第二段階目の通知・公告は広く知らしめ広く被害を救済することが大切であり、通知・公告主体の負担の点も含め柔軟な発想で効果的かつ低コストな手法を模索するべきである。
- ・ できる限り個別通知を行い、それに加え公告を用いる等、できるだけ多くの対象者に知らせる工夫が必要である。
- ・ 個別通知についてはどういう方法が効果的かは事案によってまちまちではないだろうか。それゆえあまり制度上のものとして固めずに規定した方がよいのではないか。
- ・ 第二段階目の通知・公告は、請求権を行使する対象者の外縁を画するものであるが、手続に入っていない人の問題もあり、そのときにどうなるのかという効果を考えてどのような手続が必要かを検討すべきである。
- ・ 少額の案件の通知・公告に対して過大な費用をかけるというのは、二段階目においても正当ではなく、二段階目についても、一段階目と同様に、最も有効かつ効率的、費用がかからないという方法で通知・公告を行うべきではないか。
- ・ 事業者がどれくらい協力すべきかは、事案によると思われる。対象事案ごとに、通知・公告の方法を類型化するなど一定の基準を設け、事業者と適格消費者団体との合意を得るような仕組みがよいのではないか。
- ・ 第三者に対する情報提供義務を一般的に命じることは困難かもしれないが、ダイレクトメールの発送を第三者に委託している場合など収益獲得のための情報を第三者が有している場合があるので、一定の要件の下で、第三者に情報提供命令を課すことを認めるべきではないか。
- ・ 第三者が相手方事業者の子会社であっても別法人であるから、第三者に対して情報提供命令を課すことには疑問がある。たとえ第三者への情報提供命令がなくとも、相手方事業者は第三者から情報を引き出し得る立場にあるので、第三者に協力を求めないことを義務違反として構成することが考えられるのではないか。
- ・ 第三者に対する情報提供命令は、原則として求めることができないとするのはやむを得ないと思われるが、一律にできないとすることには違和感がある。
- ・ 第三者に対する情報提供命令は例外的に認められる場合があるとしても、個人情報保護の問題があって、情報提供により消費者から苦情が来ることも考えられるので、一般的に認めることは難しいのではないか。
- ・ 情報提供を行わないことに対する制裁について、過料とすると多くても数十万円となり、仮に通知・公告に数百万円かかるとすると、合理的選択とし

て過料を選択する事業者が出てくることも考えられる。追加的な制裁として、追加的費用を事業者に求償できることとすることや、通知・公告のための費用の前払請求をすることができることとすることも考えられるのではないかと。

・ 一段階目で責任原因がわかっていることを前提に、二段階目ではできるだけ早く消費者を救済する必要があるところ、情報提供命令の手續に時間がかかってしまうと制度の本質を覆してしまうことになる。それゆえ、当事者間に争いが起こらないように要件・手續を整備することが必要であろう。

【通知・公告の主体について】

- ・ 通知をしなければならない者を事業者がよく知っていることは確かであろうが、二段階目の通知が加入を促すものであるとすれば、事業者には通知・公告をするインセンティブがなく、通知・公告を事業者にさせるのは不自然ではないか。
- ・ 通知・公告の主体を典型的に被告とすることは難しく、基本的には手續追行主体が行うことになるのではないかと。
- ・ 第二段階目の通知・公告を被告に行わせる場合にインセンティブがないことは最大の問題であろう。被告に行わせるとすると、通知・公告の方法を定めた上で誰かがきちんと行っているかをモニターするような仕組みが必要となり、かなり重たいものになってしまうのではないかと。
- ・ 第二段階目の通知・公告は、第二段階目の手續追行主体が対象消費者個人なのか、第一段階目の主体が行うのかについての議論とともに検討する必要があるのではないかと。
- ・ 通知・公告の主体は基本的には手續追行主体であろうが、和解案を通知する場合の手法は和解内容の一部として定めることは可能であるように思われる。

【通知・公告にかかる費用について】

- ・ 第二段階目の通知・公告は第一段階目で法的責任がはっきりしているのであれば、事業者負担を前提に広く通知・公告する方法を検討してよいのではないかと。
- ・ 第二段階目の通知・公告については、第一段階の判決が一部認容という場合もあり得、必ずしも事業者が悪いということを前提に考えるべきではないのではないかと。
- ・ 事業者負担による通知・公告については、負担するだけの事務能力や資金能力がない事業者がいる場合も念頭に置いて検討するべきである。
- ・ 金銭的負担は大きいたろうがテレビで取り上げられることによる周知効果は大きく、当事者に周知することの努力義務を置くことにも意味があるように思う。
- ・ 適格消費者団体が手續追行主体となる場合、消費者庁が周知のための Web サイトを作ることや、全国の消センや福祉機関と連携することも考えられるのではないかと。
- ・ 通知・公告の費用を一義的に事業者負担とすることは難しく、事案によって変わり得るのではないかと。
- ・ 通知・公告の費用を訴訟費用化し最終的に当事者が負担する仕組みを考えることはあり得るのではないかと。
- ・ 手續追行主体を公益性の点から限定するのであれば、本件制度が扱う事案は純粋な私的紛争ではないようにも考えられ、実質的な費用負担・主体は国とすることができるのではないかと。

- ・ 手続追行主体と消費者との間に契約関係がないとしても、通知・公告の費用を事務管理的に個々の消費者に負担してもらうことはあり得るように思われるが、第一段階目の手続追行主体がそのような負担を負えるように基金を整備していくことや法律扶助の対象とすることは、別途考えるべきと思われる。
- ・ 通知・公告の費用は高額になることによって訴訟への抑制効果を生むことや集合的な訴訟手続は公益的な側面も有していると考えられることから国庫負担が望ましいと考える。ただしそれが困難であれば、基金などを設けて間接的に支援することで実質的に低額な費用負担で通知・公告が行えるよう環境を整備すべきではないか。
- ・ 通知・公告における費用負担を消費者に求めると、加入を抑制する効果を生み、被害救済につながらないことが懸念される。
- ・ クラス・アクション的な要素があり対象者に還付できないものまで給付を求めるような利益はく奪的な側面を有しているのであれば公益的側面も出てくるだろうが、そうでない場合に公的な補助が入るといふことの説明はつきにくいのではないか。
- ・ 本来個人の請求権であるはずなのにそれを糾合すると個人の請求権を束ねた以上に公的な性格が出てくることとなるのは疑問である。消費者被害を救済するために対象者を掘り起こす仕組みを作ったとしても、国が制度の運用全ての面倒を見るということには必ずしもならないのではないか。
- ・ 通知・公告は、官報に掲載することで十分といえ、失権効があるから、重たくなるというものではないのではないか。
- ・ 我が国では、通知・公告の費用負担を裁判所（国）に求めることには限界があるのではないだろうか。
- ・ 仮に新聞に公告を載せるとすれば一回あたり1,000万円以上かかり、個別の通知としても郵送代も無視できず、かなりの負担になる。だからといって、簡略化すればよいというものではなく、破産手続等の他制度における通知・公告と比較しての検討をすべきである。
- ・ 二段階目の参加を募る通知・公告の費用は原則として事業者負担でよいと思われるが、原告団体が負担をしなければいけない場面があるのであれば、費用の問題で、制度の目的がゆがめられないように原告を支援すべきであろう。
- ・ 弁護団の場合、連絡がつかない場合には住民票をとり、改めて連絡をとって意向打診するということを行っているので、このような費用の負担についても考える必要があるのではないか。
- ・ 費用負担の問題は、本来一段階目の手続において負けている事業者が通知・公告を行うことが筋であるとも考えられるので、事業者が費用を負担させる仕組みがあってもよいと思われる。

6. 訴訟物について

- ・ B案の一段階目はオプト・アウト型であるので、訴訟担当にならざるを得ず、訴訟物は個々の消費者の給付請求権となるのではないか。
- ・ 共通争点の確認といった場合、共通争点は、事件類型によっては法律関係そのものではなく要件事実のひとつであることがある。そのようなもの確認が望ましいのかどうかあるいはそういうことが訴訟制度として困難性や問題を伴わないのかどうかという点は意識して議論していく必要があるように思う。

7. 第一段階目の手続で確認する事項(共通争点)について

- ・ ひとつの訴訟において共通争点はひとつとは限らず、いくつかの共通争点ごとに階層的にクラスができることは想定される。
- ・ 共通争点は幅の広い概念であり、訴訟手続の初めの段階でははっきりしないこともあり、実際に訴訟においては相手方の出方を見てみないと分からない場合もある。それゆえ、争点整理を行うなど、共通争点をはっきりさせる過程が必要ではないか。

- ・ 共通争点について、原告は訴えの提起時に確認を求める事項についてある程度明らかにする必要があるとあり、争点整理の段階まで、特定しなくてもよいということにはならないのではないかと。
- ・ 共通争点の対象としては、法律問題だけではなく、事実の問題も含まれるように思われる。
- ・ 共通争点の概念については、A案とB案とでは異なるように思われ、B案では、一段階目の判決の効力が有利にも不利にもクラスメンバーに及ぶことから、既判力の中身が確定している必要があることから、A案に比して共通争点は特定されている必要があると思われる。
- ・ 共通争点は訴訟の過程において変わり得ることがあるとしても、当事者の公平性の観点からできるだけ早い段階で決めるべきである。
- ・ 何が共通争点であるかは、個々に検討していき、どういった範囲が共通争点の根幹であるかという点のコンセンサスが必要ではないかと。
- ・ 因果関係や損害論については、いろいろな場合を想定する必要があるため、共通争点を設定することは困難ではないかと。
- ・ 事実を確認の対象としても、主要事実レベルでよいのか、間接事実レベルまでのものでよいのかということが問題になり、間接事実でもよいとすると際限なく確認の対象が広がり確認が困難になるのではないかと。
- ・ 共通争点といってもある一定の法律に基づいて無効であるというのと、当該契約条項の無効ということは、別の問題であり、今後検討をしなければならぬのではないかと。
- ・ 最終的には二段階目での紛争解決を目的としているので、相手方にとっても、原告が一段階目で二段階目の請求内容を示すことには一定の必要性が認められる。
- ・ 一段階目の手続でも、潜在的には消費者の権利を糾合しているのであり、一段階目で明示した二段階目に請求する予定の権利と二段階目で実際に請求する権利が異なることはあり得ない。その意味でも、確認を求める事項は一段階目において、手続進行主体がしっかり設定する必要があると。
- ・ 確認を求める事項は、責任原因まで認めた方が二段階目に入ったにもかかわらず請求が認められないということが少なくなるのではないかと。
- ・ 確認を求める事項を原告がどの範囲で選択できることとするかは、被告側の蒸し返しへの懸念との兼ね合いであろう。一段階目の手続では訴えの変更ができる範囲では再訴は認めないとする方法や、通常の訴訟の場合の反訴のように、被告から確認の対象を広げる方法を設け、適切さを保つことがあり得るのではないかと。
- ・ 損害の算定基準を共通争点として確認することができる場合もあるのではないかと。また、判決主文で責任原因まで確認しなくても、どのような根拠に基づいて責任を認めるのかが書かれていれば足りるのではないかと。
- ・ 訴訟の場で争っていること以外に再訴制限が及ぶとなると、訴訟の当事者としては念のため想定できる争点は主張しなければならないという発想となり、結果として争点が増えることとなる。手続進行主体を適格消費者団体に限定するのであれば、再訴制限は行政の監督によってコントロールできるのではないかと。
- ・ 原告から訴訟を提起された以上、被告においても、法的構成や責任の不存在、消費者には権利がないということを積極的に確認しておきたいという場合もありえるので、被告の側にも確認する機会を与えることは、フェアであるように思われるし、反訴的な被告側からの申立ての余地についても今後検討すべきであるように思われる。
- ・ 一段階目における確認内容を権利侵害行為だけであるとした場合には、違法性阻却事由や責任阻却事由があると、二段階目において消費者の請求が全部認められないことがあり得る。そうならないためにも、可能な限り一段階目で責任原因まで確認しておいた方がいいのではないかと。

8. 第一段階と第二段階目の関係について

- ・ 一段階目の判決を終局判決としても、二段階型の制度として仕組む以上は、何らかの形で二段階目と連続しているのであろうし、中間的判決といっているように、中間判決そのものではないので、一段階目の判決を中間的判決とするか、終局的判決とするかは説明の問題ではないか。
- ・ A 1 案と A 2 案の違いは、中間的判決か終局判決かというよりも、判決の効力を既判力で説明するか、一種の自己拘束力と構成するかの違いではないか。
- ・ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、二段階目の手続は停止しない方が迅速な被害回復に資するのではないか。
- ・ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、上訴が確定するまで二段階目の手続は進行せずいったん停止しないと、消費者の地位を不安定にするように思われる。
- ・ 一段階目の手続と二段階目の手続を同じ裁判所で行うことにメリットがあるようにも思われるので、そのように手続を仕組むことは可能であるように思われる。
- ・ 一段階目の判決を終局判決としても同じ裁判所で二段階目の手続を行う整理はあり得、その方が望ましいように思われる。

9. 援用について

- ・ 援用の効力については、裁判所を拘束する効力のみで、当事者を拘束する効力を持つ必要はないのではないか。

10. 第一段階目の判決の効力について

- ・ A 案については第一段階で共通争点について一定の判断があり、それは手続外の者に事実上の影響は及ぶかもしれないが、手続参加者のみに法的効果を与えるものであり、これは通常の訴訟でも同じことが言えるのではないか。
- ・ 公平の見地や一回的解決を図るために同じような訴訟が提起されないように合理的な何らかの制限を行うことはやむを得ないが、不当に共通争点の判断に対する拘束が及ぶ範囲が広がるようにすべきではないと考える。
- ・ 一段階目の手続で攻撃防御を尽くした以上、二段階目の手続に加入した消費者との間でも、従わなければならないことはあり得るが、その前提として、手続のはじめの段階でどの範囲の消費者を対象となるかといったことが明確になっていることが必要ではないか。
- ・ 一段階目の判決の効力が及ぶのは、「紛争全体を見越した上で、攻撃防御を尽くすことができた」ことが重要であり、そのためには仮に敗訴した場合にどこまで責任が及ぶのかを見越した上で攻撃防御を行える必要がある。
- ・ 一段階目の判決効が片面的に及ぶとすると、被告側にメリットはないことは確かであるが、一段階目で十分に信頼のおける者が、きちんと手続を進行した上での敗訴であれば、一般の消費者が別途訴訟を提起することはまずないように思われる。
- ・ 共通争点を確認する手続によって審理を糾合することは、審理の効率化に資すると思われるが、その前提としては、一段階目の判決の効力が全ての対象者に及ぶことが前提ではないか。
- ・ 再訴制限の例外を設ける必要はあると思うが、特に和解の場合は 100%の解決に至らない場合が考えられるので、うまく制度が機能する手当てを考える必要がある。
- ・ 裁判に不満のある消費者は個別に訴訟を行えばよいので、再訴制限の例外について細かな規定を置く必要はない。
- ・ 適格消費者団体以外を手続追行主体として認めることがあり得るとすれば、再訴制限の規律はより重要になってくる。

- ・ 判決効の片面的拡張を正当化する根拠としては、共通争点を対象としていること及び裁判所によって共通争点が適切に判断されることが重要である。主体の適切性は弁論主義の下で裁判所の適切な判断がなされるために、当事者が適切に資料を提供しなければならないという意味で必要なものではあるが、裁判所が共通争点を適切に判断することの方がより重要な要素と思われる。
- ・ 片面的拡張の正当化根拠に異論はないが、手続追行主体は適切なものであればよいのであり、当然に適格消費者団体に限られるということにはならないし、係争利益の把握可能性についてもそれほど厳格に捉えるべきではないことについては、指摘しておきたい。
- ・ 差止訴訟の際にも、再訴制限が及ぶ範囲の問題は議論になり、そこでは基本的な基準として訴訟物とすることで決着したと理解している。今回も基準としては、同様の形で決着をつけるのが妥当ではないか。そのように考えると、不当利得と不法行為は別々の訴訟物となり再訴できることとなるが、実際にはそのような事態にはならないし、むしろ、再訴制限の基準を幅広にすると、最初にあらゆることを主張しなくてはいけないことになり、争点が増えることになる。

11. 総額判決について

- ・ 総額判決の検討の際には損害論の観点から個別の損害との説明が必要であり、制度的な手当ても必要なことから、他の手続モデルの部分に比して多くの課題があるように思われる。
- ・ 個々の損害を積み上げ可能なものだけが総額判決可能な事案ということではないとしても、すくなくとも、学納金の事案のように、一定の定額に基づいて授業料等が定められ、大学に名簿があることで個人も特定できることから総額判決が活用できるのではないか。
- ・ 総額判決に適合する事例が少ないという説明には疑問がある。類型が限られるとしても、使われる事例が少ないということにはならないのではないか。
- ・ 総額判決の総額算定の意味については、手続に入っていない者の分の利益を剥奪するということになると、民法上、損害賠償という概念で説明できるか問題となり、従来の実体法の変えるのかという点も含め、しっかりとした議論をしなければいけない。また、損害論以外にも配分をどうするか、過不足があった場合にどうするか等難しい論点がたくさんあり、専門調査会のなかで具体化するのには、困難ではないか。

12. 個別争点を簡易迅速に処理するための方策（第二段階目の手続）について

【総論】

- ・ 二段階型の集合訴訟における二段階目については、基本的にはできるだけ簡易な手続として、それでは対応できないものについては通常訴訟に移行させることは当然ではないか。
- ・ 事業者側にとっては一段階目の共通争点に対する判断が出た段階で、当事者の合意によって迅速に解決していくという形になっていくというのが、一番望ましい手続である。
- ・ 議論の出発点である少額多数の被害を救うという観点があるからこそ、簡易な形で解決をするということもあっていいと思われ、そのために一段階目の手続の中でも、ほぼ画一的な形で解決ができる事案を前提にすべきではないか。
- ・ 一段階目が出たがゆえに和解を行うというインセンティブが働くことは十分あり得、はじめから事案を限定するとこのような解決方法を閉ざすことにならないか。
- ・ 少額多数の被害を対象とする以上、数万人単位で出てくるようなものというのも念頭に置き、それでも機能する制度をきちんとつくっておく必要があるのではないか。

- ・ 二段階目の手続は、対象消費者が届出をし、対象消費者に当たるかや金額に争いがあるかどうか確認して、争いのないものはそこで終了し、争いがあるものについて裁判所が査定等をして見解を示し、それでも当事者の満足を得られなかったら訴訟に移るという大きな流れになるのではないかと。
- ・ 簡易な手続というのは当事者の手続保障を犠牲にするという面があるが、他の制度の中には簡易な手続の結果について当事者のどちらか一方あるいは双方に不満がある場合、異議を述べれば通常訴訟に移行することが保障されているという制度が少なくない。簡易な手続においても通常訴訟と同様に手続保障の観点を重視すると、かえって簡易な手続としての意味がなくなってしまうのではないかと問題もあるのではないかと。
- ・ 通常は、責任原因が確定されれば後は基本的には個別の和解で争いは終わることが多いのではないかとと思われるが、第二段階目で不合理な主張に固執し異議を述べることもあり得、直接的にそれを制約することは難しいだろうが、異議申立人に手数料を負担させることや、結果的に簡易な手続における決定と同じような判決が出た場合、訴訟費用等を使って合理的な制裁を課すなどの方法で、間接的に制約し、合理的な解決に応じない場合の方策を考える必要はあるように思われる。
- ・ 責任原因が確認されたとしても、必ずしも和解等による解決に至らないことがあることは御理解いただきたい。
- ・ 二段階目の手続は、簡易な手続を選ぶことにメリットが感じられるように手続費用の面でも考慮すべきであり、また、持続的な制度とするためにも手続追行主体が二段階目において、費用回収できるような仕組みも設けるべきである。
- ・ 二段階目の手続は、必ず訴訟手続を行うことを前提とはしておらず、和解のような合意形成型の手続を行うことも考えられるのであり、個別的な争点がある程度二段階目に残っても機能するのではないかと。
- ・ この制度が現在の民事訴訟法では足りないところ補うところが検討の出発点であるとする、二段階目の手続は簡易迅速にすべきであり、二段階目に重要な個別争点が残るような場合には、現在と同じように、通常共同訴訟で行うことでよいはずである。
- ・ 二段階目を破産手続における破産債権査定手続の類似の制度とするとも考えられるとの説明もあったが、破産債権査定手続は破産手続という一連の手続の中で位置付けられており、前提が異なる。いったん手続が切れ、改めて申立てが必要とする手続とするのであれば、査定手続とは異なるものであり、大きな意味で非訟手続とくくればよいように思われる。
- ・ 一段階目の判決の後に二段階目を争うつもりがない場合には、二段階目の手続の申立てをすることなく通知・公告を行い、和解を行う制度があってもよいのではないかと。そうでないと必要もないのに手続追行主体に二段階目の手続費用を支払わせることとなり不合理ではないかと。
- ・ 二段階目の手続を利用する方が、より迅速に解決できるように思われるので、あえて一段階目の判決後に和解をする制度にメリットがあるように思われる。
- ・ 一段階目の判決後に和解手続を始めることはあり得るであろうが、そのためにまったく別の手続を仕組むことには疑問がある。
- ・ 時効の観点からも一段階目の判決から二段階目の手続の申立てまで、何らかの期間制限を設けざるを得ないと思われるし、二段階目に移らずに和解の話し合いをしてもうまくいかないような場合には、とりあえず二段階目の手続を行い、引き続き折衝を続けることもあるように思われる。
- ・ 事案によっては事業者の責任が認められた後の配分について、二段階目の本則手続よりも適当なアプローチがあり得るので、一段階目の手続における判決の後に和解をして配分をすることを排除する必要はないのではないかと。
- ・ 二段階目の開始の段階で、消費者の届出期間が定まるものと思われるが、事案によって必要となる期間は異なるものであり、ある程度幅を持たせた形で設定すべきである。また、期限を超えた届出についても一律に排除することは相当ではなく、一定の不利益の下で追加届出を認めるべきである。

- ・ 異議後の訴訟手続は、検討していない争点等により適格消費者団体では担いきれない場合が予想されるので、対象消費者も異議後の訴訟の主体となれるようにしてもらいたい。
- ・ 最終的な執行についても適格消費者団体が中心となって行うべきであり、消費者個人が主体となるのは、適格消費者団体に催促しても執行してもらえないというような例外的な場合に限るべきである。
- ・ 適格消費者団体がまとめて執行するのを原則とする方が望ましいが、個々の消費者からの授権なしに執行することはできない点にも、留意する必要がある。
- ・ 二段階目において名乗り出た消費者が本当に被害を受けた人かどうかについて、手続追行主体側においてもチェックする仕組みを考慮しておくべきである。
- ・ 手続追行主体が余り厳しく入口でチェックするようになると、対象消費者と認められなかったことによる損害を手続追行主体に対して主張する者も出てくるように思われる。
- ・ 基本的には適格消費者団体が消費者の面倒を見る方向で検討し、授権を拒否したり辞任したりできる場合をごく例外的なものとするべきである。
- ・ 適格消費者団体に代理してもらわないとこの手続には乗れないという仕組みを前提とすれば、二段階目の簡易な手続の段階では、基本的に消費者の申出を受けざるを得ないのではないか。
- ・ 手続の過程で消費者と適格消費者団体との間の信頼関係が崩れる場合があるので、消費者の側からも授権の撤回ができることとするかについても検討する必要があるだろう。
- ・ 仮に二段階目の手続を非公開とすると、手続の性質としては、非訟とならざるを得ないのではないか。

【手続の枠組みについて】

- ・ 一段階目の手続追行主体が、対象消費者に当たるか否かを自ら判断して、対象ではないと判断された消費者が第二段階目の手続に入ってはいけないということになると問題ではないか。例えば証拠方法を制限して書証に限るとした場合には、書証がない人は簡素な手続では保護されない可能性があり、このような場合に手続追行主体が異議申立てをするのであればよいが、しない場合に個人が異議申立てする道を開いておくことは必要ではないか。
- ・ 一段階目の判決があった後に二段階目の手続の申立てというものが想定されているが、もともとひとつの訴訟の共通争点と個別争点であるのだから、そもそも一貫した手続であるという考え方もあり得るので、二段階目の手続の申立てを必要とするかどうかを検討することも必要ではないか。
- ・ 簡易迅速な、最終的には裁判所が一定の決定なり判断を出しつつ、通常訴訟にも移行できるというシステムをとるのであれば、汎用性のある枠組みであり、ある程度個別争点があっても、十分この枠組みの中に乗せていけるのではないか。
- ・ 被害者の届出の期限をどのように設定して、かつ、期限を超えた人をどう取り扱っていくのかという問題があるのではないか。

【第二段階目の主体について】

- ・ いわゆるフリーライドの観点や、二段階目の不当な和解を避けるためにも原則として、一段階目で汗をかいた主体が二段階目を取りまとめるべきである。

- ・ 二段階目の手続を一段階目の主体が取りまとめることには異論はないが、二段階目の手続でも解決せず、通常訴訟に移行するような場合は、当初想定していなかった争点等が出てくることもあり得、必ずしも一段階目の主体が取りまとめなければならない必要性はないように思う。
- ・ 第二段階も第一段階の主体が引き続き担うことには合理的な面があるのだろうが、一段階目の主体が排他的に二段階目の主体となるということについて理論的にうまく説明できるのか疑問がある。
- ・ 二段階目で手続追行主体に授権したくないというような訴訟追行意欲のある者は、この制度の枠外で、自ら訴えの提起をすればよいのではないか。
- ・ 授権した後に手続の追行等に不満があるものが手続から離脱できる権利は認められるべきであり、離脱した後は通常の訴訟手続に移行することが認められるのではないか。
- ・ 手続追行主体に申出を拒絶された場合や、手続追行主体が合意しようとする案に異議を申し出たい消費者がいる場合には、例外的に個別に手続を追行することを認めてもよいように思われる。
- ・ この制度の手続追行主体は一段階目のみならず二段階目まできちんと面倒を見る責任があり、手続の途中で投げ出すことは二次被害を生むだけであり、最後まで責任を持って追行すべきである。
- ・ 一段階目の主体を義務的に二段階目の手続追行主体とすることは、最初の手続開始時に手続追行主体に対してディスインセンティブとして作用する可能性があるのではないか。
- ・ 二段階目の手続は当然一段階目の手続追行主体が追行するようにしないと、悪質な事業者と通謀した者が二段階目で対象消費者を取りまとめ馴れ合い的に解決するおそれがあるのではないか。
- ・ 本来であれば、権利主体である消費者個人も手続追行主体として認められるべきであるが、この手続が簡易迅速な手続であることを考慮すると、手続追行主体を適格消費者団体に限定するという判断もあり得るところである。しかしながら、異議申立てがあつて通常訴訟に移行した場合には、個別消費者の主体性を否定することは難しいように思われる。
- ・ 簡易な決定に異議を申し立てた後の訴訟手続も、適格消費者団体が授権を受け手続を追行することを原則とすべきであり、消費者個人が出てくることは例外的なものと考えべきである。
- ・ 仮に個人が異議後の訴訟手続を追行できるとなると、適格消費者団体の手数料よりもディスカウントした手数料で受任する弁護士が出てくることが考えられるのではないか。

【二段階目の手続を行う裁判所について】

- ・ 裁判所が二段階目において何らかの所見を示す場合には、事件の全体像が分からないと判断できないので、一段階目の裁判所一ヶ所に絞った方がよいと思われる。
- ・ 仮に二段階目の手続を個人に認めるとしても、集団的に審理を行うことに制度の利点があるのだから、一段階目の裁判所一ヶ所にまとめるのが妥当であると思われる。ただし、異議などによって通常訴訟に移行した場合には、別途移送等の規定を整備して対応することは考えられる。
- ・ 二段階目の手続においては個別の争点に応じてサブグループを作るべき事案もあり得、そういった場合、特定のサブグループは分離して別の裁判所で手続を行う仕組みは考えられる。

【二段階目の手続での解決を促進する方策について】

- ・ 簡易な決定に消費者が満足していたとしても、事業者がとりあえず異議を出すということが考えられるので、異議申立てにあたっては、異議申立人が追加的な費用を負担することは必須である。
- ・ 今検討している制度は本邦初の制度であり、異議申立てをした者に費用の負担をさせることと仮執行宣言を簡易な手続の決定に付することの双方が制度的に両立しうるので、前例にとらわれずに検討すべきであろう。
- ・ 預金に対する執行は事業者に対する影響が大きく、本当に仮執行宣言まで必要かということを考える必要がある。また、実際に仮執行を行うと、支払を受けた消費者は費消してしまうこともあり、仮にその後、異議訴訟で判断が覆った場合に金銭を返せなくなる場合も考えられる。このように考えると異議訴訟を起す場合には、担保を立てることとする枠組みの方がよいのではないか。
- ・ 提訴手数料と納付済手数料の差額は、訴訟費用となり、勝訴すれば相手方から回収できるのであるから、当初の申立人に負担させるという考え方もあり得るのではないか。

13. 和解について

【総論】

- ・ 和解についての規律をどうするかは、訴訟法上の規律ということはずまず考えられず、仮に何か設けるとすれば、手続追行主体の行為規範や行為義務のようなものとして規律を設けるかという観点からの検討が必要ではないか。
- ・ この制度において、手続追行主体に一定額を支払って解決することを含めて、多義的な和解が十分あり得ると思われ、和解の可能性については幅広く考えていいのではないか。なお、不適切な和解を防ぐための一定の基準は当然あるべきだと思われる。
- ・ 裁判所の関与の在り方については、誰が手続追行主体になるかということにも関わってくるものであり、手続追行主体を行政が認定し監督する場合には、行政機関が和解の合理性について監督するということもあり得るのではないか。
- ・ 個々の消費者との間で債務名義を作るという観点から、二段階目の簡易な手続を利用する必要がある場合があるのではないか。
- ・ 例えば、ある条項が無効であることを確認するというこの和解は、実体法上そのような契約を結んだといえるかもしれないが、履行手段があるのかよく分からず、和解とはいえないのではないか。
- ・ この制度において、二段階目に進めない和解というのは意味がないと思われる。ただし、二段階目の手続に進まないような和解ではなく、二段階目に進むことを前提とした和解であるならば、それにふさわしい和解内容を考えるべきである。そうでないと、一部の消費者との間での紛争解決に制度が使われるのではないだろうか。
- ・ 当事者間の合意によって訴訟上の和解で解決するという形にしても、それほど不当な結果にはならないのではないか。むしろこのような解決の方策も許して、個々の事案に適合した柔軟な権利救済を図っていく方がメリットは大きいように思われる。
- ・ 和解が成立しても実際に履行されなければ意味はなく、強制力を伴う和解にすべきと思われる。
- ・ 共通争点に対する判断が確定した場合は、原告、被告双方に和解の機運が高まるだろうから、集合的な訴訟手続が和解を実現するためのものであるという観点を踏まえ検討すべきである。

- ・ 法律的な専門知識があれば、同時に消費者の代表者であるということは難しく、弁護士倫理だけで不当な和解を抑止できるかどうかは疑問である。
- ・ どの手続モデルとしても、同じような被害者が次から次に出てくるのではきりが無いから、どこかで区切りを付けるような仕組みにしないと和解による解決は難しいように思われる。
- ・ 和解による解決を促すために資料提出について規定を置く場合、強制力がないものであったとしても、そういう規定があれば、手掛かりにはなり得、また相手の企業などにとっても一種のプレッシャーとなり、規定を置く意味は十分あると思われる。
- ・ 和解による解決を促すためには、抽象的な訓示規定だけでどれほどの意義があるのか疑問の余地があるのではないか。
- ・ 和解による解決を促進するために、例えば名簿などを提供するとなると、個人情報保護の観点から問題とされることがあり得、この点については何らかの手当てが必要である。
- ・ 和解の可否に関する適格消費者団体の相互牽制については、考慮すべき消費者の利益について基準を設けるべきである。そうしないと、他の団体から意見が出るがゆえに和解成立までにいたずらに時間を要するおそれや、そのために不成立になることが考えられる。
- ・ いろいろな和解があり得ると思うので、中途半端な形で法律によって枠組みを設けるよりも、一定の条件を整えた上で実務の運用に委ねることの方がよいのではないか。

【一段階目の和解について】

- ・ 一段階目の審理において当事者間で何らかの和解の機運が高まった場合において、適切な和解がなし得るようにするという方向性は賛同するが、明らかに不適切なものについては排除し得るような手当ては必要であると思われる。
- ・ A案の場合、手続追行主体は処分すべき権利というものを持っていないように思われ、一段階目で和解を行ったとしても、それは訴訟上、あるいは実体法上の和解として成立するのかという問題がある。
- ・ A案の場合、第一段階目の訴訟当事者となっていない対象消費者の関係で、和解が何ら拘束力を生じないことについては、理論的には自然であり、その和解の実効性をどのように確保していくのが重要な課題である。
- ・ 被告側にとって、共通争点の確認のみではメリットがなく、消費者を取り込んだ形での解決でなければ、和解をしたいという判断にはなかなか至らないのではないか。
- ・ 被告である事業者の側から見ると、大多数の消費者との関係でその紛争が解決されるという見込みがなければ、おそらく和解には応じないと思われる。それゆえ、和解を促進するためには、大多数の消費者の紛争が和解によって解決されることが可能となるような基盤をできるだけ整備する必要があるのではないか。
- ・ A案においては、和解で免責を定めてもその効果が対象消費者に及ばないのが弱点であり、訴訟追行権者に対象消費者から授權がなされ、これらの者との間でも和解が実現するといった、被告から見ても信頼できるような仕組みを構築することが、A案において和解を実効的にする最大のポイントではないか。
- ・ 第一段階でいわゆる本来の意味での和解ができるような制度を作るためには、A案でもオプト・アウト型の制度を一段階目のどこかで組み合わせるか、あるいはオプト・インの制度を組み合わせるかしかないのだが、その場合は二段階型の制度の議論とは異なってくることを意識すべきである。

- ・ B案のようなオプト・アウト方式というの、和解の場面においてはオプト・アウト的に和解ができれば、その和解によってリスクの上限を確定していくことが可能となり、事案によっては被告事業者とも一定のメリットがあるといえるのではないか。
- ・ 第一段階における手続追行主体と被告事業者との合意は、手続追行主体が合意に関する授權を消費者から受けていない以上、実際に被害を受けた消費者には全く効力が及ばないはずであり、訴訟追行主体が和解をすることは何らかの手当てがない以上、本来はあり得ないのではないか。また、全ての消費者から授權がない限り、手続追行主体と被告事業者との合意で紛争の全てが解決したともいえないのではないか。
- ・ 被告が、責任原因が認められていないにもかかわらず、費用対効果の観点から和解するというのを防ぐような手段が必要である。
- ・ 和解については重要な点であるので、和解ができるような制度設計をすべきである。特に二段階方式においては、一段階目の手続でも和解ができるようにすべきである。
- ・ 一段階目の手続における和解は重要であり、適切で実効的な和解がされることがこの制度の肝である。制度が運用されるとほとんどの事例は和解で終わることが予想されるが、和解は当事者の合意であるので、いろいろな方法があり、責任原因のみ合意するものもあれば、消費者に支払う金額まで合意するものまであると思われる。それゆえ、一段階目の手続において和解するか、和解をして二段階目の手続を利用するかは二者択一のものではなく、当事者が使いやすい方を選択するものにすべきではないか。
- ・ この制度は訴訟を提起することが困難なものを対象とするものであり、和解に関しても消費者が参加しやすいことが前提となるのではないか。その観点から二段階目の手続を利用する和解の方が通知・公告を前提としており適切である。一段階目の和解は、通常の訴訟で人を集めるのと変わらず、和解に参加できない消費者がでてきて消費者が不利益を被ることとなるから、二段階目の手続を必ず利用させるべきである。
- ・ 一段階目で和解することも、和解をして二段階の手続を利用することもどちらもあるだろうが、和解が可能な範囲を広くすると、対象消費者の中で利益相反が起こる可能性がある。適格消費者団体間の相互牽制だけではなく、忠実義務や公平誠実義務といった、適格消費者団体の行為規範を定める方がよいのではないか。
- ・ 一段階目で和解するときでも、和解を行うということを、授權をしていない他の消費者に呼びかけて広く参加させて、授權後に和解をするという制度にすべきである。
- ・ 一段階目においてなぜ手続追行主体が和解をすることができるかの説明として、第三者のためにする契約というものがあるが、通常、第三者のためにする契約は、自己の権利を処分しつつ第三者に権利を与える場合であると思われ、今回議論している和解は、実質的に見て第三者のものを処分するための交渉をしているといえるので、無権代理の追認とする方が説明として適切であるように思われる。
- ・ 一段階目で和解をして、二段階目の手続を使うという選択肢はあった方がよいと考えるが、どのような形で利用するかについて、二段階目の手続の開始の際に審査するという考え方もあるのではないか。
- ・ 和解が調うための事実上の条件というものがあるはずであり、例えば、被告となる事業者がこれからも事業を継続する意欲を持っていること、係争利益や対象消費者の数がある程度予測可能な事件であること、通知や公告が適切になされること等が必要ではないか。

【二段階目の和解について】

- ・ 二段階目の和解は、第一段階目の手続追行主体が請求を取りまとめ、和解をしていくという観点から全体的解決を確保するために必要ではないか。その

際、和解を成立させるかどうかについて何らかの形で個々の対象消費者の意思を確認した方が対象消費者にとっても、手続追行主体にとってもよいのではないかと思われる。また、場合によっては消極的な意思確認、つまり異議がなければ成立させてよいという形の簡易な意思確認というスキームがあつてよいのではないか。

- ・ 和解案が成立した段階で和解内容を一定期間公示して、それに対する意見を述べる機会を保障することは必要ではないか。そこでは、単に和解案について意見を述べるだけでなく、和解案に対して積極的な提案をするということも認めてよいように思われ、更に加えて裁判所による和解の認可が必要とする考え方もあるのではないか。
- ・ 何らかの公示・通知等を和解の成立要件として考えるかどうかは、手続追行主体を一定の主体に限定した上で一定の注意義務、善管注意義務といったものを課すこととし、情報提供等をどの程度行うかということについては、手続追行主体の判断に委ねて、訴訟手続上は必ずしも要件にしないという、規律の仕方もあり得るのではないか。

14. 手数料について

【一段階目の手数料について】

- ・ 一段階目の手続については、仮に紛争利益が算出できるとしてそれを基準に手数料を算出すると、手数料が非常に高額になる場合があり制度が機能しないおそれがあるがゆえに、非財産上の請求とみなすという規定を設けることについて強く賛同する。
- ・ 一段階目の手続は、株主代表訴訟と似たところがあり、確認による経済的な利益が訴訟追行主体にどの程度及ぶかというのは、なかなか判断できないところで、訴額の算定は極めて困難ということになるのではないか。

【二段階目の手数料について】

- ・ 二段階目の手続がどのような仕組みになるかにもよるが、二段階目の手続への手数は対象消費者が手続に参加しやすくするために、少額かつ低額というものにしていくことに合理性があるように思われる。
- ・ 二段階目の手続を手続追行主体がまとめてやるということになると、まとめることによるディスカウントというのはあり得るのであり、ディスカウントによって個々の消費者の負担が軽くする余地というのは、認められてしかるべきではないか。

【二段階目の手続に対する異議申立てに対する手数料について】

- ・ 二段階目の決定に異議ある場合の申立手数料は、当事者の意向によるものだけでなく職権によるものも認めるのであれば、その点も考慮する必要があると思われる。
- ・ 二段階目の手続に対してやみくもに異議を申し立てるという行動に出た場合には、二段階目が機能しなくなるおそれがあり、政策的な配慮になるとしても、異議を申し立てる側に手数料を負担させることが考えられてよいのではないか。
- ・ 不合理な異議申立てがあつた場合に、手数料の一定倍率の金銭を賦課するという考え方は、どのようなものが不合理な異議申立てであるかの判断が難しいので、適当ではないのではないか。
- ・ 異議申立ての費用を異議申立人に負担させるかどうかは、決定について、裁判所の判断としての要素が強いものとするか、合意形成的な要素を強いも

のとするかにも関わるのではないか。異議申立て後、訴訟になった場合であっても手数料を安くしていいのではないかという意見もあるが、申立手数料は申立人が主張する利益に応じて算出するのが基本となっており、乗り越えなければいけない山はかなり高いように思われる。

15. その他

【時効について】

- ・ 仮に訴訟の参加者以外の被害者に対して時効中断事由とならなければ、被告側は徹底して訴訟引き延ばしを図るだろうから、この点についても検討が必要である。
- ・ 、一段階目の手続の訴え提起を請求と認め、時効の中断と考えた方が制度設計としてよいのではないか。
- ・ 一段階目の手続が進行している間に時効が完成してしまうことを避けることで意見は一致すると思われるが、その上で、「争っている間は時効が進まないようにしよう」という提案は分かりやすいし、新しい制度としてはあり得るように思う。また、諸外国の制度や民法（債権関係）改正の提案にあるように、紛争解決のために交渉している間は時効が進まないとする考え方もこの制度の検討の際に参考になるのではないか。
- ・ 今検討している制度は個別の権利行使が難しいことが出発点であるのに、個別の権利者の権利行使がないと時効障害が認められないとすることは矛盾しており、何らかの手当てが必要であろう。二段階目において権利行使できないことを防ぐために、その限りで効果が及ぶものと理解してはどうか。一段階目の手続が行われた以上、事業者にとっても、証拠資料を確保しておく必要性に気付くことができるし、時効障害が及ぶ範囲が明らかであれば、不利益を被るともいえないのではないか。
- ・ 時効障害については今の民法の規定に倣うのは難しく、この制度では、対象消費者が二段階目の手続に入ってきたときに回顧的に時効は完成していなかったとするほかないのではないか。その際、ADRにおける時効に関する構成が参考になるのではないか。
- ・ 手続追行主体が一段階目の手続を追行している間は、基本的に対象消費者はその行方を見守るであろうから、一段階目に敗訴して二段階目の手続が行われない場合もあるところ、二段階目の手続に進まないとし時効障害の効果が生じないとするは避けるべきである。
- ・ 何らかの時効障害が認められるとしても、一段階目が終わった段階で、時効期間が再スタートとすることとするのは効果として過剰ではないか。また、時効障害の及ぶ範囲は明確にすべきであろう。
- ・ 相手方事業者の立場に立てば、将来権利行使してくるかどうかわからない人についても証拠資料等を保存しなければならないという負担を課す可能性があるが、将来請求をしてくる消費者の範囲がある程度明確になっていれば、制度趣旨から許容されるものではないだろうか。

【被告について】

- ・ 被告に事業者が法人である場合の理事・取締役等が入ると、事業者に対する嫌がらせのような形での悪用的な訴訟が行われかねず、企業にとっては大きな問題となり相当な議論が必要ではないか。
- ・ 未公開株などの事案では、お年寄りに未公開株を売り数週間で解散してしまう会社が多く、被害者の相談を受けた弁護士としては、役員の責任を追及するしかない。そういう実情を踏まえると、事業者に被告を限定すると被害救済の実効性が極度にそがれることになってしまいかねない。
- ・ 取締役等が被告となり、任務懈怠の有無の判断が必要となると、事業者の場合とは全然違う争点について審理しなければならず、事業者だけを対象とするよりも数倍の時間がかかることになると思われる。

- ・ 悪質商法の役員の責任を追求するというが、それは法人の役員ではなく法人を装った犯罪者といえ、取締役や理事という名目で同じ議論するというのは少しベースがおかしく、慎重に議論すべきである。
- ・ 被告事業者自身の真摯な対応が期待できる事案では、取締役を相手にすることは審理が遅延するだけになるが、法人を隠れ蓑にして取締役等が黒幕だといったケースにやむを得ず取締役等を相手にするのであり、これは集合訴訟になった場合でも一定の役員責任をどうしても追及せざるを得ないという場合はあり得ると思われ、濫用的な提訴をどう防ぐかという点を議論すべきである。
- ・ きちんとした企業の場合は、理事や取締役にまでは責任追及することはないが、法人を隠れ蓑にしているような場合は、法人に財産が無く、ほとんどが個人の財産となっていたり、どこかに海外に流出されたりということがあるので、そのような事案では理事や取締役に対する訴訟を行っていく必要があると思われる。
- ・ 被告に役員等が含まれることとすることには賛成であるが、事業者の支払能力に問題がない場合には対象外とすることも考えられるのではないかな。
- ・ 悪質事業者の場合には、役員等を被告とする必要性があるだろうが、悪質商法への対策は別途行われているところであり、事業者の資力の有無によって区別する観点はあるとしても、事業活動の地位に基づく責任を広く一般的に役員等にまで追及することは、マイナスの要素が強すぎるのではないかな。
- ・ この制度はかなり被告に負担のあるものであるから、被告は事業者に限るべきである。実質的に自己の事業に当たる場合には取締役等も対象とすべきものと考えられるが、どのようにして区別するかは困難であり、この点について訴訟の入口の段階で相当の審理を要してしまうことにならないかな。
- ・ 重要な点として、被告の応訴負担があるが、法人の支払能力の観点から一定の縛りかけるとしても、被告には、法人に支払能力があることを証明しなければならぬことになるなど十分な手当てとはいえない。また、手続追行主体を適格消費者団体に限ることで濫訴の懸念は相当排除されるとしても、有利な和解狙いで役員等を被告とすることが懸念され、役員等を被告とすることには慎重な検討が必要である。
- ・ 被告に役員等を含めることによる濫訴の危険性は抽象的なものにすぎず、被告に役員等を含めることを全て否定する必要はない。切り分けは難しいが、一定の事案について役員等も被告とすべきである。
- ・ うまく整理できるのであれば役員等を被告とすることは賛成であるが、名板貸人まで含めることは、名板貸人も被害者であることもあり、適当ではない。
- ・ 悪質商法の場合は被告に役員等を含めることに意味があるだろうが、本制度の主たる対象が悪質商法ではない上に、役員でなくとも実質的に事業をコントロールしている例はよくあるのであって、役員等についてのみ議論することに意味があるようには思われない。また、悪質かどうかの切り分けが難しいことはもとより、悪質事業者ではない場合も含め役員であるというだけで被告となるのは酷であろう。

【管轄について】

- ・ 消費者被害には、ある特定の都市に一定の期間仮の店舗等を事業者が置いて、その場で消費者を集めて不当に高額な値段で商品売り付け、しばらくすると次の地方に移っていくというものもあり、被害者が多数発生した地域できちんと訴訟が提起できることが確保されている必要があるのではないかな。
- ・ 通信販売のように、人件費等の観点から本社を地方都市に置いてはいるが、被害は全国に拡散し特に大都市部に集中するといったものがあり、このような被害の実態を念頭に置いて管轄を検討すべきである。

- ・ この制度は被害を救済していく制度であり、消費者に被害を与える行為があった地に一定の管轄を認めていくことは、この制度においては不可欠ではないか。
- ・ 大規模な裁判所に付加的、追加的な管轄を特に認めるということについては、合理性があるとは思われるが、仮に大規模な裁判所に管轄を限定すべきだという考え方には反対である。
- ・ 一義的には本店所在地で訴訟を行うのが当然であるが、事業者の営業がなされ非常に多くの被害者がいる場所についても、管轄を考えざるを得ないように思われる。
- ・ 管轄を広く認めるとしても多数の裁判所で同時あるいは順次に訴訟が起こされるのは問題であり、移送の手續等を利用しできるだけ一括で審議をするような制度を検討すべきである。
- ・ 複数の事業者や代表取締役といった個人を被告にするという場合に、管轄をどうするかという点も検討すべきではないか。
- ・ 多数の消費者が加わることを想定すると、裁判所の事務処理能力の許容量を超えてしまい処理ができなくなることがあり得、被害救済がかえって遅れることになりかねない。簡易な手續では、対象消費者が裁判所に出頭するということがあまり想定されないので、被害救済を早めるという意味での効率性を考えた方が良いのではないか。
- ・ この制度は非常に多数の消費者が加わる可能性があり、管轄を比較的専門的あるいは大規模な審理に対応できるような裁判所に限定するということが制度としてあり得るように思われる。
- ・ 地方で提起された審理の途中で、実際大多数の被害者は東京にすることが分かり、東京で行う方が合理的ではないかという判断に至った場合には、訴訟の途中での移送の可能性も認めてよいのではないか。

【他の手續追行主体による再訴について】

- ・ A案において、一回的解決を図る点を重視するとB案に近くなっていくことになると思われるが、訴訟提起の回数が無限に可能であるとすると事業者への負担が大きく、この点は考慮すべきである。
- ・ 同一事案について繰り返しの訴訟を避ける規律が必要であるという考えは、今の差止訴訟の制度の議論に引きずられているのではないか。
- ・ 損害賠償型の訴訟制度について、同一事案性は差止訴訟に比べ単純ではなく、同一事案の再訴禁止の規律を置いたとしても、どれほど効果をもつか分からないものであるし、憲法上の権利の保障との兼ね合いがあり、理論上再訴は一定程度可能となる事は避けられないのではないか。
- ・ 紛争の一回的解決を指向するのであれば、再訴の禁止の議論を行うよりも、併合の仕組みを考えていく方が現実的ではないか。
- ・ 実質的に判決の効力が片面的に及ぶとすれば、再度の訴えを制限する仕組みは当事者対等の観点から必要ではないか。

【適格消費者団体について】

- ・ 現行の差止めを前提とした適格消費者団体の要件と同一でよいかどうかについては、違う制度である以上別途要件が立てられるべきであり、新たな責務規定・行為規範などが更に加わってくるということになるのだろう。
- ・ 適格消費者団体が制度を担うとしても、実際に被害救済に携わっている弁護士や弁護士との共同体制というのは必要である場合が多く、望ましいやり

方だと思われ、団体自身が全て賄うというのではなくて、ある程度弁護士等との協力体制を前提として、手続追行体制を実質的に確保できているかを判断することも考えられる。

- ・ 今回は差止めではなく損害賠償請求をするものであり、特に和解の場面を考えると、消費者団体が金銭をまとめて受け取って分配をするといったことも一つの方法としてあり得、適格消費者団体が金銭を受け取るという余地を認めるべきである。
- ・ 今回の制度は、差止請求とは異なり費用面での負担が大きい制度であり、少なくとも弁護士費用等を含めた実費の償還をできるような仕組みが必要である。
- ・ 経理的基礎等を備えなければならないとした場合に、具体的に〇人以上とか、〇円以上の財産がなければならないというような具体的な規定を置くのは避けるべきである。
- ・ 適格消費者団体がこの業務を遂行するに当たっての必要な経費を何らかの形でこの手続の中で対処できるという仕組みが必要であり、法律上も明確にすべきである。
- ・ 手続において、適格消費者団体が授権の拒否の判断や手続追行については、善管注意義務が及ぶような規定が必要ではないか。
- ・ 適格消費者団体の権利は、消費者全体の保護のために公益的な行動をするという前提で与えられているのであるから、それに伴った義務というのは訴訟の場であろうと、訴訟を離れてであろうと及ぶはずであり、総合的に規律できるような規範である必要がある。
- ・ 差止請求業務と異なり、訴訟手続の追行はスピード感ある対応が必要であり、そのように意思決定ができるよう、理事会決議を要する範囲は検討すべきである。
- ・ 現在の団体訴訟においては、消費者契約法上原則として相手方からの財産上の利益の受領が禁止されているが、今回は損害賠償請求ということで特に和解の場面を考えたときに、団体が財産上の利益を受領するという余地を認めるべきだろうと思われる。また、差止めと異なって損害賠償請求は費用面的な面でも負担の重い制度であり、少なくとも弁護士費用等を含めた実費の償還を消費者に対して求めることができるようなシステムというものは考えられる。
- ・ 適格団体は非常に厳しい要件でもって運営をしており、現在は差止めについても自分たちの会費の中で賄っているという状態である。新たに損害賠償請求の業務が発生することになるが、弁護士費用だけでなく、それ以外に、例えば案件ごとに関わった人件費や電話代といった事務手続上の費用を団体に配分できるようにしてもらいたい。
- ・ 適格消費者団体がこの業務を遂行するに当たっての必要な経費というのを何らかの形でこの手続の中で対処できるという仕組みが必要と思われ、また具体的に適格消費者団体がそういう一定の費用を回収できるという旨の規定を法律上明確にすることが弁護士法等との関係でも必要と思われる。
- ・ 弁護士会には、あらゆる民間の法的紛争について弁護士以外が業として報酬を得るということについては認められないという基本的なスタンスがあり、適格消費者団体の顧問弁護士や弁護士団が事務手続と一緒にいった消費者団体の事務手続の費用について弁護士費用と合わせて請求するということは十分あり得るが、適格消費者団体自体が報酬を受け取ることについては弁護士会から非常に強い反発があることが予想される。
- ・ 適格消費者団体がこの訴訟をやったときに経費等を回収できないと、適格消費者団体の運営が厳しいというのはよく理解できる。その前に、経費等をだれが回収するかという点については、敗訴した被告から得る、実質的に二段階目の参加当事者から得る、公益の活動なので公費から得るという３種類が理論的・政策的にはいずれもあり得るものであるが、いずれの点も検討を要するものである。

- ・ 適格消費者団体が費用等を回収することを認めることは必要であるが、二段階目で対象消費者から委任を受ける制度であるときに、委任を受ける前の一段階目の費用の回収を理論的に整理する必要がある。
- ・ 適格消費者団体が一段階目の費用をとれるかどうかは、委任契約の合意の内容によるのではないか。二段階目の手続が行われるのは一段階目の手続があることが前提であり、二段階目の授権の際に、一段階目に費やした費用は事務管理的なものとして支払うことを合理的な範囲で合意することは可能であるように思われる。
- ・ 弁護士法第 72 条との関係で、適格消費者団体が費用等を回収する際の規律としてサービサー法と同様の規律は必要である。具体的には行政による一定の監督、団体の理事等に弁護士がいること、サービサー法第 11 条に準じて弁護士が集合訴訟を進行すること等が求められるべきである。また、消費者が負担するということが前提ではなく、事業者にも一定の費用を負担させる仕組みが必要と考える。
- ・ 費用と報酬を分けて考えることは適切であり、適格消費者団体が手続追行にかかる費用を回収することは問題ないと思われるが、消費者に過度な負担とならないように費用の明細が分かるような配慮が必要であろう。また、報酬を受け取る必要性は理解できるが、制度のイメージを損ねないよう慎重に検討する必要がある、仮に報酬をとれるとしても消費者の負担が過度なものとならないように一定の歯止めが必要ではないか。
- ・ 適格消費者団体が、新しい制度をきちんと活用し、期待を裏切らずに安定的に公益的な活動としてやっていくためには、一定の人件費を含めた報酬に当たるものが必要と思われる。

【その他】

- ・ 適格消費者団体が預かっている金銭について強制執行を禁止することはよいが、預り金の実体法上の性質（例えば信託財産となるのかなど）を踏まえて規律を設けるべきである。
- ・ 対象消費者の補助参加を認めないこととするものの意図は理解できないものではないが、理論的に正当化できるかどうかをきちんと検討するべきではないか。
- ・ 消費者概念は内職商法や資格商法あるいはリースの問題などで消費者契約法において争いになっており、条文をつくる際には余計な論争が生じないようにすべきである。
- ・ 訴訟追行に要した費用としては、適格消費者団体が代理人弁護士に支払った費用が想定される。そのような弁護士費用は、いわゆる民事訴訟法上の訴訟費用には当たらないが、片面的な敗訴者負担等も含めて検討すべきであろう。
- ・ 訴訟追行に要した費用を通常の訴訟の規律と異なる負担とすることについては賛成できない。
- ・ 複数の適格消費者団体による訴訟が競合する場合として、対象消費者の範囲や事件の特定などで、その両事件が完全に一致する場合だけではなく、一部は重複するけれども一部は重複しないということもあり得る。そのような場合にも移送・併合を活用する規律が望ましい。